

うるま市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等基本計画

平成30年10月

うるま市



## 目次

### 【第1章 計画策定の概要】

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 策定の目的	2
3. 計画の位置づけ	2
(1) 第2次うるま市総合計画	2
(2) うるま市教育大綱	2
(3) うるま市公共施設等マネジメント計画	3
(4) うるま市子ども・子育て支援事業計画	3
4. 策定体制	4
5. 計画の期間	4

### 【第2章 市の教育・保育施設等や子ども・子育て家庭の現況】

1. 児童数(就学前児童)の推移	5
(1) 市全体の就学前児童数	5
① 0～5歳児	5
② 0～2歳児	6
③ 3～5歳児	6
(2) 区域別の人口	8
① あげな中学校区域	8
② 具志川中学校区域	9
③ 高江洲中学校区域	10
④ 具志川東中学校区域	11
⑤ 石川区域	12
⑥ 与勝区域	13
2. 市の教育・保育施設等の現況	14
(1) 市立幼稚園	14
① 市立幼稚園の利用状況	14
② 市立幼稚園の預かり保育利用推移	15
(2) 保育施設等	15
① 市内保育施設等の整備状況	15
② 保育施設等の利用児童数	16
③ 年齢別保育施設等の利用児童数	16
④ 申込み者数	18
⑤ 待機児童数	18
⑥ 保育所に入所できない児童数	19
⑦ 保育士数	19

(3)教育・保育施設等の利用ニーズの変化	20
①5歳児の教育・保育施設の利用者比較	20
②申込み率の推移（1号認定は市立幼稚園の利用率）	20
3. 教育・保育の利用見込み量（平成29年度見直し）	21
(1)1号認定の利用見込み量	21
(2)2号認定・3号認定の利用見込み量	21
4. 教育・保育施設等の整備状況	22
(1)市立幼稚園の整備状況	22
①クラス数と現利用児童数	22
(2)認可保育所等の整備状況	22
①新規整備(予定)数	22
②整備後定員総数	22
(3)平成30年度での需要と供給の関係（保育ニーズ）	23
5. 子どもと子育て家庭のニーズ（平成25年度調査より）	24
(1)母親の就労状況	24
(2)現在就労していない母親の就労希望	24
(3)夏休み等長期休暇期間中の教育・保育施設の利用ニーズ（幼稚園希望者）	25
(4)幼稚園を選ぶときに重視すること	25
(5)居住地区と教育・保育施設等の利用地区、希望地区の関係（中学校区単位）	26
(6)教育・保育施設等を利用していない理由	27
(7)育児休業後の職場復帰の時期（母親）	28
(8)市立幼稚園に対する自由回答より（複数年保育ニーズ）	29
6. 現況と課題のまとめ	31
(1)教育・保育施設等の利用状況等について	31
(2)子どもと子育て家庭について	32

### 【第3章 2020年に向けた市立幼稚園での「3～5歳児」教育の確保】

1. 幼児期の教育・保育の無償化と本市の幼児教育環境について	33
2. 無償化により想定される課題	33
3. 市立幼稚園における無償化を想定した受け皿確保の検証	33
4. 3～5歳児の市立幼稚園受け皿整備の時期	35
5. 市立幼稚園での受け入れにおける課題	35

### 【第4章 認定こども園への移行についての検討】

1. 市立幼稚園の認定こども園移行について	37
2. 各教育・保育施設等の違い等	37
3. 市立幼稚園の認定こども園移行に関する利点と想定される課題	39
(1)利点	39
①保護者の就労状況に関係なく利用することができる	39

②延長保育、土曜保育の実施、4月1日からの受け入れ及び夏休み等でも保育を利用できる	39
③食事の提供の実施	39
④市の幼児教育の強化に対応できる	39
⑤地域の子育て支援の取組みが強化される	39
⑥教育・保育ニーズの変化に柔軟な対応ができる	39
⑦市立園(市立型認定こども園)の人材が確保できる	40
(2)認定こども園への移行により想定される課題	40
①認可保育所の3～5歳児希望が減少	40
②複数年保育ニーズへの対応	40
4. 認定こども園化する市立幼稚園数について	41
5. 園舎が老朽化している市立幼稚園の移行について	41

## 【第5章 市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等基本計画】

1. 基本方針	43
2. 2020年度の教育・保育施設の全児童受け入れを想定した供給体制の確保	43
(1)市立幼稚園における3～5歳児の受け入れ体制拡充	43
(2)市立幼稚園の受け入れ拡充に伴う施設整備方針	43
(3)市立幼稚園の受け入れ拡充に伴うその他の方針	44
①保育教諭等の人材の確保	44
②預かり保育の実施	44
③食事の提供	44
3. 認定こども園への移行基本計画	44
(1)市立幼稚園全園の認定こども園への移行	44
(2)3年教育・保育の実現	44
(3)民間活力の導入	44
(4)市立型認定こども園は6か所程度として実施	45
(5)市立幼稚園園舎の状態等に応じた認定こども園移行運営先の決定	45
(6)市立保育所について	45
4. 移行にかかるその他の方針	45
(1)延長保育や土曜保育及び4月1日からの受け入れや夏休み等の保育の実施	45
(2)食事の提供の実施	45
(3)校区について	46
(4)複数担任制の導入	46
(5)利用料について	46
(6)園長について	46
5. 大まかな移行スケジュール	47
(1)モデル園による試行実施	47
(2)その他の園の移行スケジュール	47

## 【第6章 計画を円滑に推進するための方策】

1. 保幼小の連携について…………… 49
2. 認定こども園における教育・保育の質の確保…………… 49
3. 認定こども園への移行支援体制について…………… 49
4. 市民への周知・広報について…………… 49

## 【資料編】

- うるま市子ども・子育て会議条例…………… 53
- うるま市子ども・子育て会議 委員名簿…………… 55
- うるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部設置規程…………… 56
- うるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議 委員名簿…………… 59
- 策定の経過…………… 60

## 【第1章 計画策定の概要】

### 1. 計画策定の背景と趣旨

現代の子どもと子育て家庭を取り巻く環境においては、保育所の待機児童が大きな社会問題となっています。女性の社会進出による共働き家庭の増加が要因と考えられ、保育ニーズは年々上昇する一方となっています。

また、市立幼稚園における幼児教育については、沖縄県では、長く5歳児のみの1年保育が続き、本市においても平成26年度までは、一部の園で4歳児からの2年保育を行うにとどまっていました。

本市では平成27年（2015年）4月に施行された「子ども・子育て支援法」に基づき、「うるま市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市立幼稚園では、複数年保育の実施や預かり保育の充実、保育所では、施設の創設や増改築等による受け入れ体制の拡充等を掲げ取組んできました。さらに、平成30年（2018年）3月には、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、増加する待機児童を解消するための供給体制の見直しを行いました。

このような中、国は、幼児教育の重要性に鑑み、全ての子どもに高い幼児教育を保障することを目指すため、幼児教育・保育の無償化を打ち出し、段階的に実施されてきている中で、2019年（平成31年）10月から、3～5歳児の無償化が完全実施されることとなりました。

無償化が始まると、教育・保育施設の利用児童数が急増し、市内の施設では供給量不足になると見込まれます。無償化により想定される供給量の確保と、3～5歳児の教育の充実及び子育て家庭が求める教育と保育の両面の機能を持つ「認定こども園」の整備を進めるため、本計画を策定しました。

## 2. 策定の目的

「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりや、子育て家庭のニーズに対応する幼児期の教育・保育環境づくり、及び2019年（平成31年）10月の幼児期の教育・保育の無償化開始により想定される3～5歳児の教育・保育施設の利用増大に対応するため、

- 1) 市立幼稚園の活用・拡充による3～5歳児の供給量の確保
- 2) 市内全市立幼稚園での3～5歳児の幼児教育実施による教育・保育の充実
- 3) 市内全市立幼稚園の教育と保育の両面を兼ね備える認定こども園への移行

といった取組みを推進するための基本方針について掲げることを目的としています。

## 3. 計画の位置づけ

本計画は、「うるま市子ども・子育て支援事業計画」を推進する為に市立幼稚園の複数年保育の実施や認定こども園の整備について、本市の基本的な考え方を掲げるものです。また、市の他計画との関係性は以下のとおりです。

### (1) 第2次うるま市総合計画

「第2次うるま市総合計画」は、うるま市の最上位計画であるとともにまちづくりの根拠をなすものです。総合計画に掲げられている目標や取組みと整合性を図りながら、本計画を策定しています。

### (2) うるま市教育大綱

本市の教育行政推進の基本となる「うるま市教育大綱」は、幼児教育・学校教育のほか、青少年健全育成、生涯学習、生涯スポーツ、芸術文化、歴史・文化財等の教育行政について、総合的な教育施策の方針を定めたものであります。

本計画に関連する事項として、幼児教育の充実や幼児教育環境の整備等について掲げられており、複数年保育の実施・充実や認定こども園の導入が示されています。

また、その大綱に基づき策定された「うるま市の教育」においては、具体的な方針として、市立幼稚園における3歳児から5歳児の複数年保育の拡充、幼稚園・保育所等と小学校との連携、一時預かり保育事業の拡充等、幼児教育の充実について示されています。



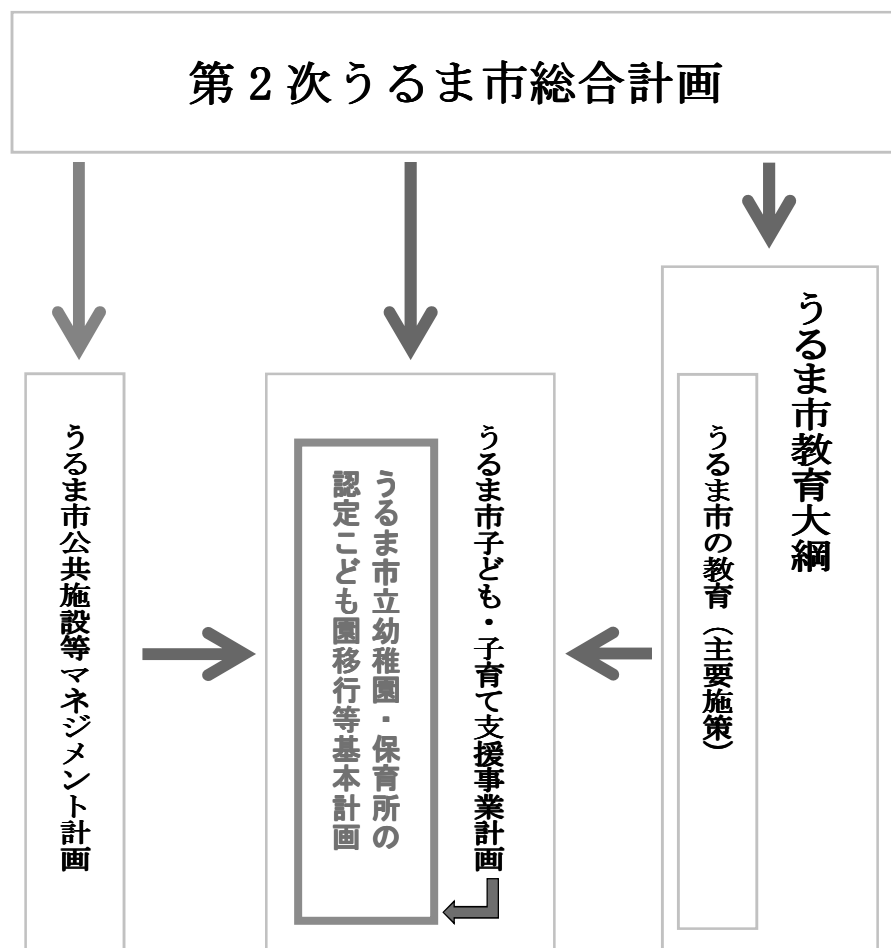
### (3) うるま市公共施設等マネジメント計画

「うるま市公共施設等マネジメント計画」は、公共施設等の最大限の有効活用と市民の利便性の向上に取り組むため、施設の整備や管理運営の取組みに関して横断的な指針を掲げるものです。本計画に関連する事項としては、市立幼稚園と市立保育所の施設のあり方について方針が示されています。

### (4) うるま市子ども・子育て支援事業計画

「子どもの最善の利益」が実現された社会を目指すとの考えを基本に、教育・保育施設等の整備計画、保幼小の連携及び教育・保育の質の確保等といった事業計画に掲げるべき内容とともに、次世代育成支援行動計画を包含し、本市のこれまでの取組みを強化するものです。

本計画に関連する事項としては、市立幼稚園をはじめとする教育・保育施設の年次整備計画、認定こども園の導入に関する考え方、教育・保育の質の確保等について示されています。



#### 4. 策定体制

本計画は、こども未来課に事務局を置き、認定こども園移行に関連する現況と課題把握及び実施方法の検討を行った上で、「うるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議」、「うるま市子ども・子育て会議」での審議を経て策定しています。

#### 5. 計画の期間

本計画は、平成30年度（2018年度）から2022年度までの計画として策定しています。

また、「うるま市子ども・子育て支援事業計画」の今後の動向、関連法規等との整合性及び社会情勢の変化に応じて内容の見直しを行う場合があります。

## 【第2章 市の教育・保育施設等や子ども・子育て家庭の現況】

### 1. 児童数(就学前児童)の推移

#### (1) 市全体の就学前児童数

##### ①0～5歳児

本市の就学前児童数は、平成21年から24年まで増加していましたが、25年、26年と減少、その後は増加傾向に転じ、平成30年には8,254人となっています。過去3年間は、平成19年の児童数と同程度になっています。

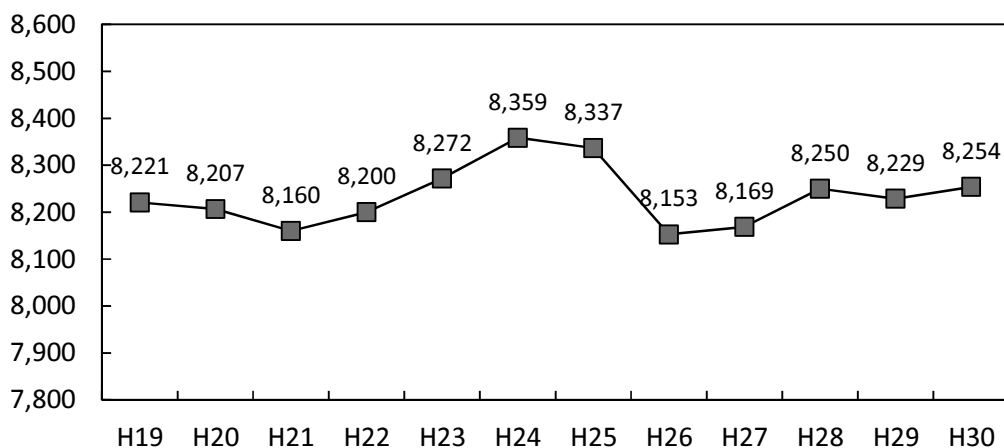
##### ■0歳児～5歳児（就学前児童）

単位：人（各年4月1日現在）

実績値	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
実績人口	8,221	8,207	8,160	8,200	8,272	8,359
前年からの増加人数	—	△14	△47	40	72	87

実績値	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
実績人口	8,337	8,153	8,169	8,250	8,229	8,254
前年からの増加人数	△22	△184	16	81	△21	25

0～5歳児（就学前児童）



## ②0～2歳児

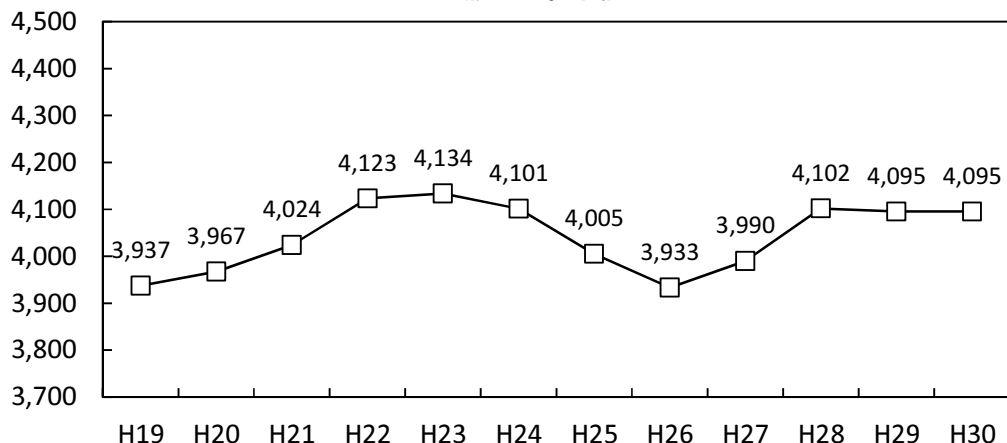
0～2歳の低年齢児について見ると、平成23年を境に増加から減少に転じていますが、その後、平成26年から再び増加しています。平成28年以降は概ね横ばいで平成30年は4,095人となっています。

### ■0歳児～2歳児（就学前児童）

単位：人（各年4月1日現在）

実績値	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0歳児	1,277	1,324	1,335	1,306	1,359	1,343	1,255	1,292	1,335	1,348	1,301	1,305
1歳児	1,320	1,312	1,387	1,413	1,354	1,385	1,361	1,283	1,344	1,389	1,416	1,366
2歳児	1,340	1,331	1,302	1,404	1,421	1,373	1,389	1,358	1,311	1,365	1,378	1,424
計	3,937	3,967	4,024	4,123	4,134	4,101	4,005	3,933	3,990	4,102	4,095	4,095
前年からの増加人数	—	30	57	99	11	△33	△96	△72	57	112	△7	0

0～2歳児（就学前児童）



## ③3～5歳児

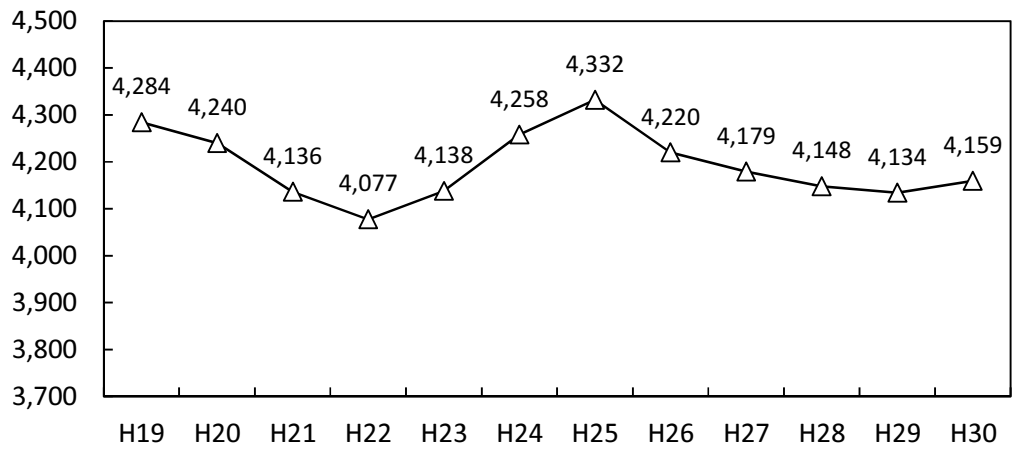
3～5歳児について見ると、平成22年を境に減少から増加に転じた後、平成25年には、今度は増加から減少に転じています。平成30年は4,159人で、前年よりやや増加となっています。

### ■3歳児～5歳児（就学前児童）

単位：人（各年4月1日現在）

実績値	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
3歳児	1,420	1,370	1,322	1,331	1,430	1,438	1,400	1,391	1,368	1,327	1,374	1,417
4歳児	1,433	1,434	1,366	1,349	1,364	1,444	1,454	1,379	1,415	1,380	1,351	1,370
5歳児	1,431	1,436	1,448	1,397	1,344	1,376	1,478	1,450	1,396	1,441	1,409	1,372
計	4,284	4,240	4,136	4,077	4,138	4,258	4,332	4,220	4,179	4,148	4,134	4,159
前年からの増加人数	—	△44	△104	△59	61	120	74	△112	△41	△31	△14	25

3~5 歳児（就学前児童）



## (2) 区域別の人口

### ① あげな中学校区域

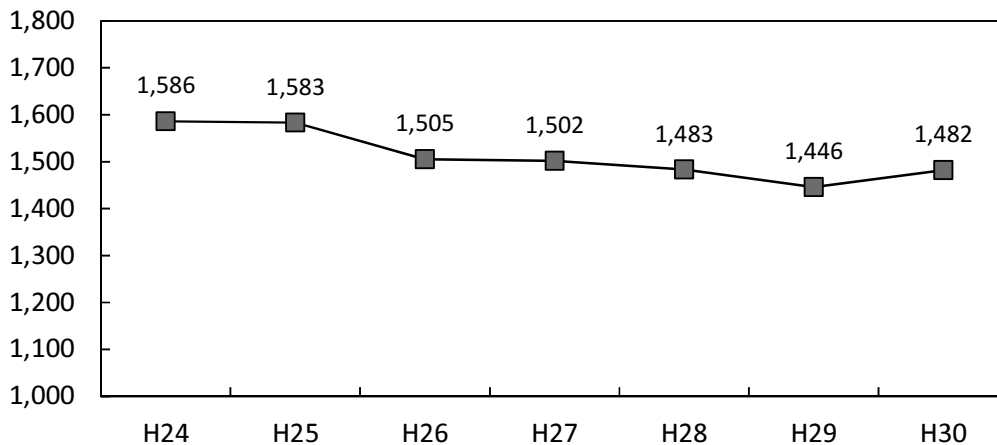
あげな中学校区域では、就学前児童数は減少傾向にありますが、平成30年は前年より増え、1,482人となっています。また、0～2歳児では、平成26年以降概ね横ばいで推移していますが、平成30年は前年より増加し、732人となっています。3～5歳児では、平成25年以降減少が続いていますが、平成30年の減少は前年より1人のみで、750人となっています。

■ あげな中学校区域の人口推移

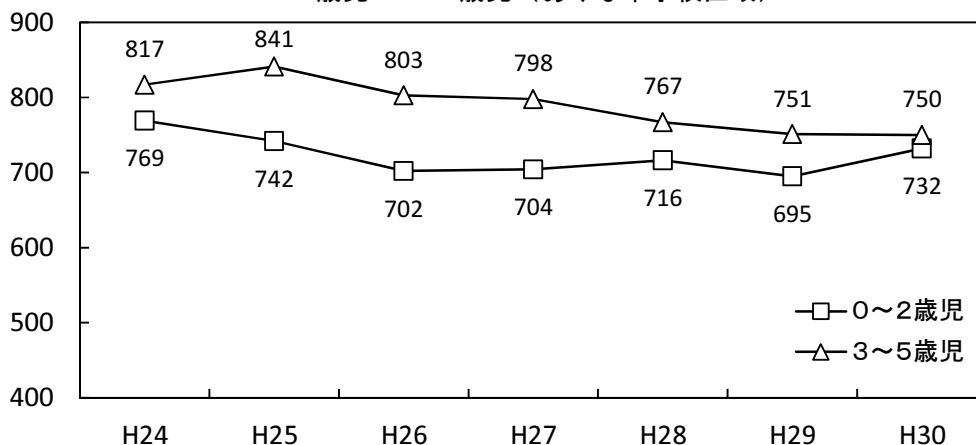
単位：人（各年4月1日現在）

実績値	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0～5歳児	1,586	1,583	1,505	1,502	1,483	1,446	1,482
0～2歳児	769	742	702	704	716	695	732
3～5歳児	817	841	803	798	767	751	750

0～5歳児（あげな中学校区域）



0～2歳児・3～5歳児（あげな中学校区域）



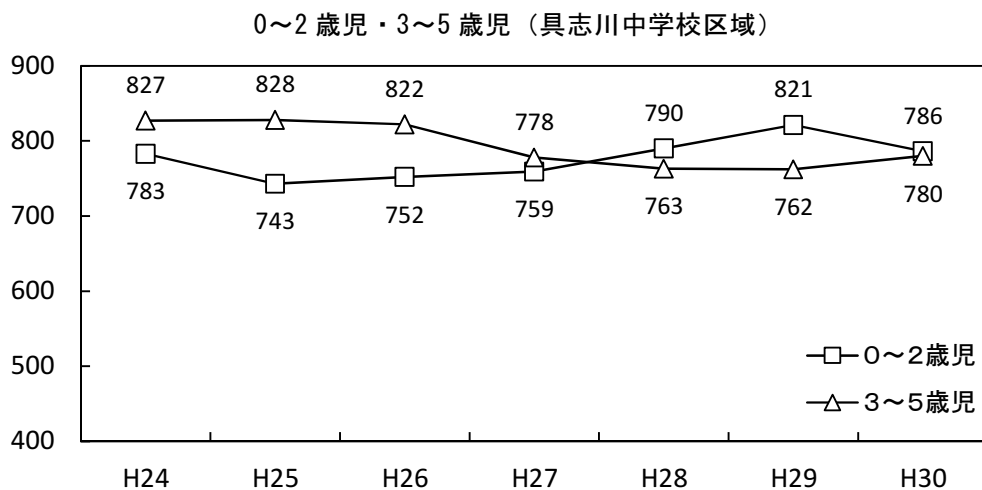
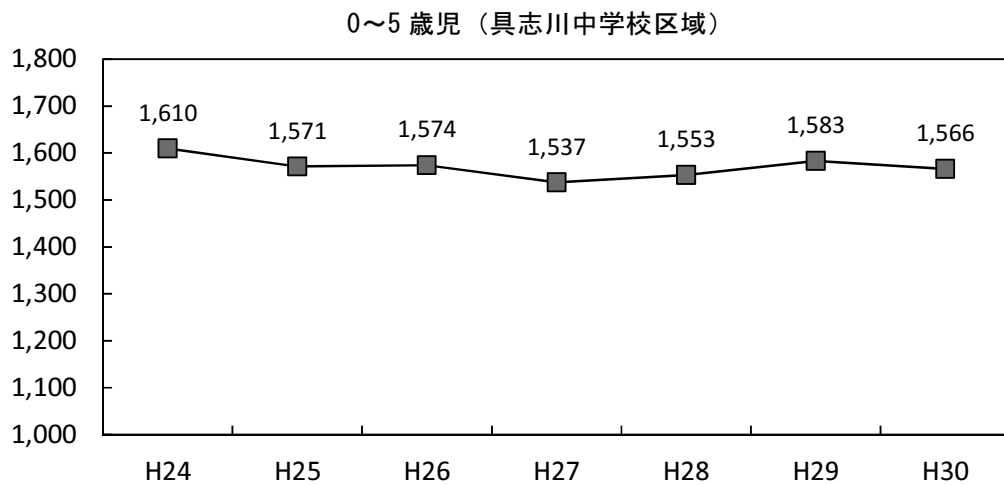
## ②具志川中学校区域

具志川中学校区域では、就学前児童数は増減を繰り返しながら概ね緩やかな減少傾向で推移しています。平成30年は前年より減少し、1,566人となっています。また、0～2歳児は、平成25年以降増加で推移していましたが、平成30年は前年より減少し、786人となっています。3～5歳児は、平成24年以降減少が続いていましたが、平成30年は前年より増加し、780人となっています。

### ■具志川中学校区域の人口推計

単位：人（各年4月1日現在）

実績値	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0～5歳児	1,610	1,571	1,574	1,537	1,553	1,583	1,566
0～2歳児	783	743	752	759	790	821	786
3～5歳児	827	828	822	778	763	762	780



### ③高江洲中学校区域

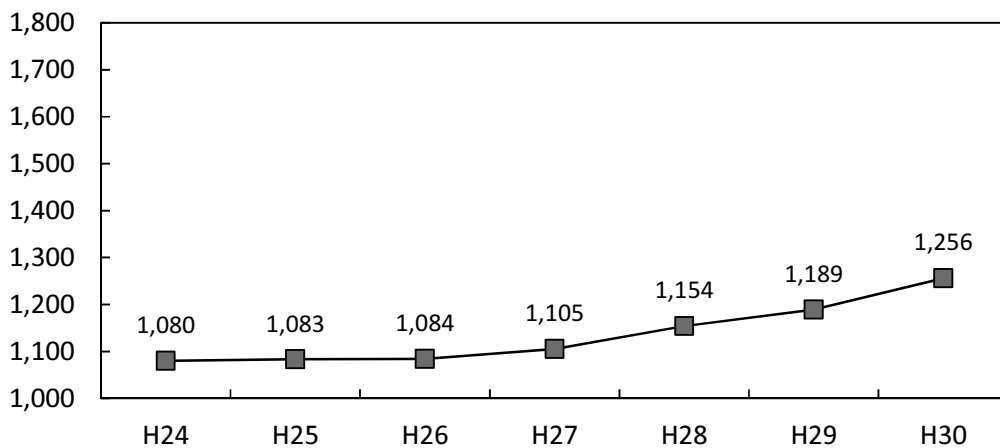
高江洲中学校区域では、就学前児童数は一貫して増加しており、平成30年は1,256人となっています。また、0～2歳児は、平成26年を境に増加に転じており、平成30年には680人と、平成24年以降で最も多くなっています。3～5歳児は、平成28年に一旦減少しますが、その後増加しており、平成30年は576人となっています。

■高江洲中学校区域の人口推計

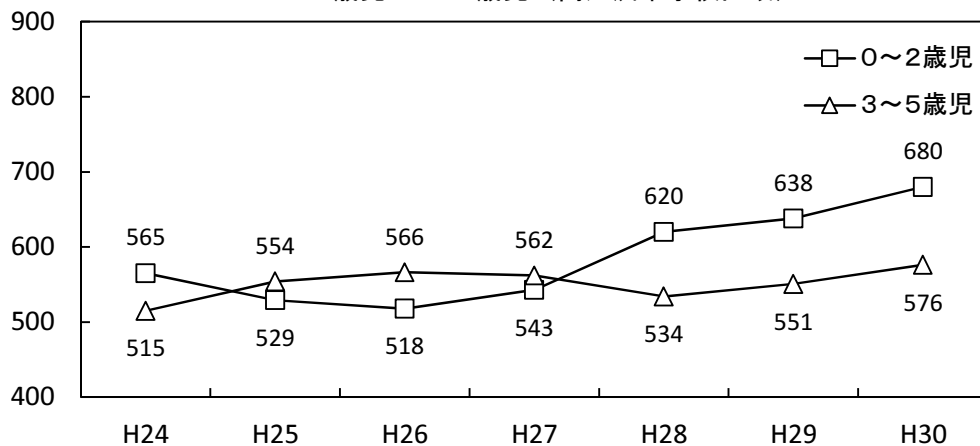
単位：人（各年4月1日現在）

実績値	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0～5歳児	1,080	1,083	1,084	1,105	1,154	1,189	1,256
0～2歳児	565	529	518	543	620	638	680
3～5歳児	515	554	566	562	534	551	576

0～5歳児（高江洲中学校区域）



0～2歳児・3～5歳児（高江洲中学校区域）





#### ④具志川東中学校区域

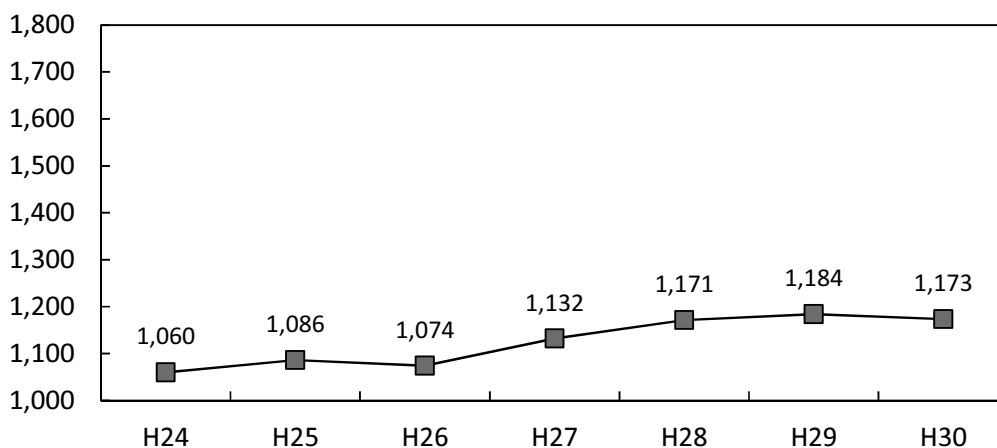
具志川東中学校区域では、就学前児童数は緩やかな増加傾向で推移しています。平成30年は前年よりやや減少し、1,173人となっています。また、0～2歳児は、平成28年までは増加傾向にありましたが、その後は減少しており、平成30年は570人となっています。3～5歳児は、平成26年から増加を続けていましたが、平成30年は前年より1人少ない603人となっています。

■具志川東中学校区域の人口推計

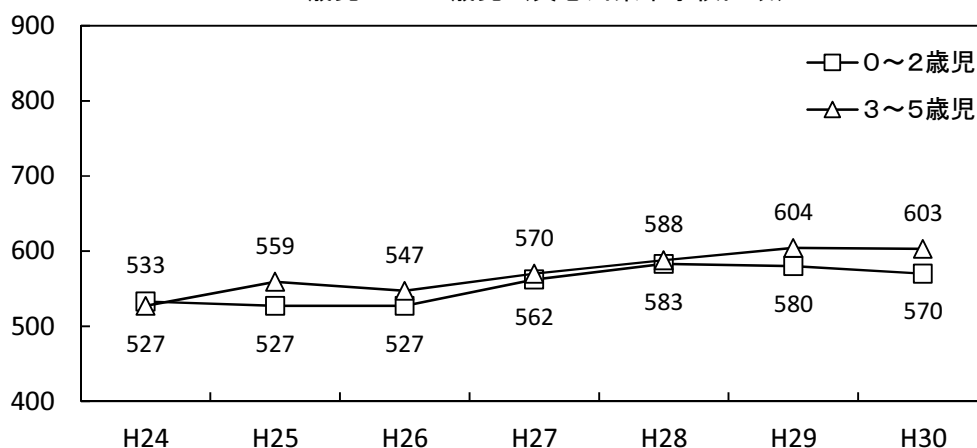
単位：人（各年4月1日現在）

実績値	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0～5歳児	1,060	1,086	1,074	1,132	1,171	1,184	1,173
0～2歳児	533	527	527	562	583	580	570
3～5歳児	527	559	547	570	588	604	603

0～5歳児（具志川東中学校区域）



0～2歳児・3～5歳児（具志川東中学校区域）



### ⑤石川区域

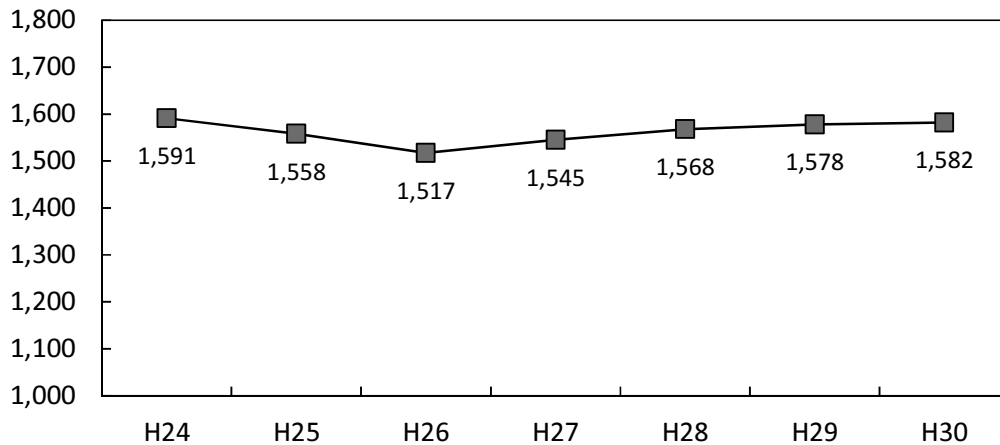
石川区域では、就学前児童数は平成26年まで減少、その後は緩やかな増加で推移しています。平成30年は前年より僅かに多い1,582人で、平成24年と比べて微減しています。また、0～2歳児は、平成26年以降、増減を繰り返しながらも増加傾向で推移しています。平成30年は前年より減少し、773人となっています。3～5歳児は、平成27年まで減少、その後は増減を繰り返しながら増加傾向となり、平成30年は前年より増加し、809人となっています。

■石川区域の人口推計

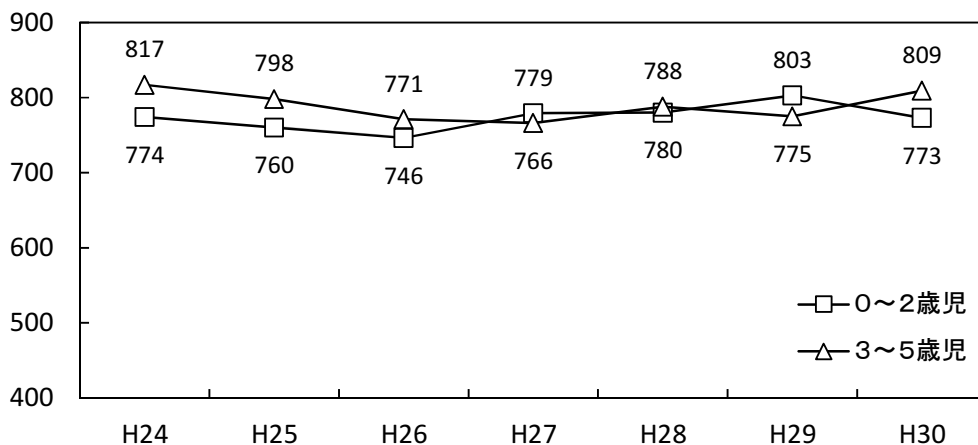
単位：人（各年4月1日現在）

実績値	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0～5歳児	1,591	1,558	1,517	1,545	1,568	1,578	1,582
0～2歳児	774	760	746	779	780	803	773
3～5歳児	817	798	771	766	788	775	809

0～5歳児（石川区域）



0～2歳児・3～5歳児（石川区域）



## ⑥与勝区域

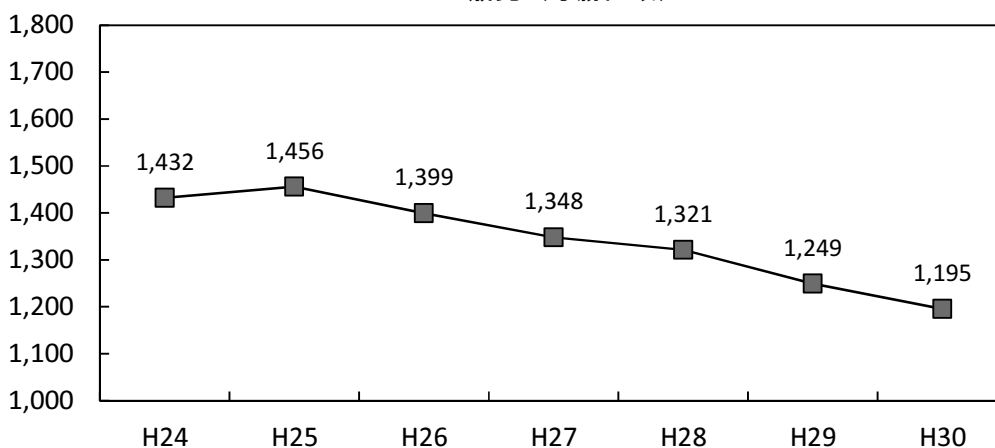
与勝区域では、就学前児童数は減少傾向で推移しています。平成30年は1,195人であり、平成24年と比べて200人以上減となっています。また、0～2歳児は、平成25年以降減少しており、平成30年は554人と、前年からの減少は4人のみですが、平成25年と比べ150人減となっています。3～5歳児も減少傾向で推移しており、平成30年は641人と前年より50人、平成24年より110人余り減になっています。

■与勝区域の人口推計

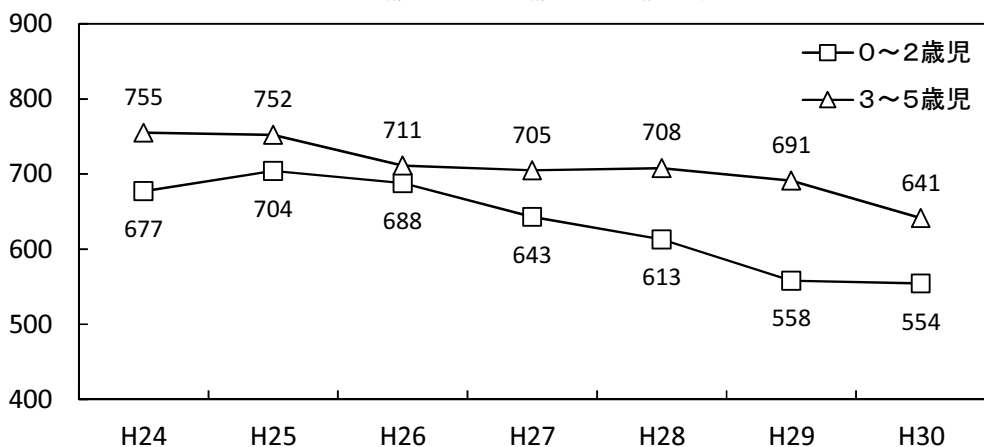
単位：人（各年4月1日現在）

実績値	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0～5歳児	1,432	1,456	1,399	1,348	1,321	1,249	1,195
0～2歳児	677	704	688	643	613	558	554
3～5歳児	755	752	711	705	708	691	641

0～5歳児（与勝区域）



0～2歳児・3～5歳児（与勝区域）



## 2. 市の教育・保育施設等の現況

### (1) 市立幼稚園

#### ① 市立幼稚園の利用状況

平成30年4月の市立幼稚園の利用状況を見ると、18園のうち4歳児からの受け入れ実施園は10園であり、143人が利用しています。また、5歳児は738人が利用しています。

午後の預かり保育は全園で実施しており、4歳児は45人、5歳児は452人が利用しています。

なお、津堅幼稚園は現在利用者がいないため休園となっています。

幼稚園新入園児・預かり保育人数（クラス数）

平成30年4月1日現在

	3歳児		4歳児		5歳児		合計		預かり		
	人数	クラス数	人数	クラス数	人数	クラス数	人数	クラス数	4歳児	5歳児	合計
具志川幼稚園					29	1	29	1		21	21
田場幼稚園					67	2	67	2		37	37
天願幼稚園			22	1	63	2	85	3	6	29	35
川崎幼稚園					29	1	29	1		18	18
あげな幼稚園			12	1	36	2	48	3	4	20	24
兼原幼稚園			21	1	57	2	78	3	9	31	40
中原幼稚園					69	2	69	2		42	42
高江洲幼稚園					44	2	44	2		29	29
赤道幼稚園	12	1	26	1	58	2	96	4	5	37	42
具志川地区計	12	1	81	4	452	16	545	21	24	264	288
城前幼稚園			11	1	31	1	42	2	0	17	17
宮森幼稚園			10	1	22	2	32	3	3	14	17
伊波幼稚園					51	2	51	2		34	34
石川地区計	0	0	21	2	104	5	125	7	3	65	68
南原幼稚園					40	2	40	2		30	30
勝連幼稚園			9	1	51	2	60	3	5	41	46
平敷屋幼稚園			8	1	24	1	32	2	5	15	20
津堅幼稚園											
勝連地区計	0	0	17	2	115	5	132	7	10	86	96
与那城幼稚園			19	1	50	2	69	3	6	25	31
彩橋幼稚園			5	1	17	1	22	2	2	12	14
与那城地区計	0	0	24	2	67	3	91	5	8	37	45
合計	12	1	143	10	738	29	893	40	45	452	497

市立幼稚園の園児数推移を見ると、平成26年は5歳児が1,211人いましたが、平成30年では738人となり、約4割減少しています（473人の減）。市内認可保育所における5歳児保育実施園の増加が影響の一つと考えられます。

4歳児は、受け入れ園の増加に伴い平成28年に利用者が大きく増えていましたが、平成30年は143人と減少が見られます。

市立幼稚園園児数推移

各年 4月1日現在

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
3 歳児	—	—	—	—	12
4 歳児	30	75	171	160	143
5 歳児	1, 211	995	935	833	738
計	1, 241	1, 070	1, 106	993	893

## ②市立幼稚園の預かり保育利用推移

園児数が減少する中で、預かり保育利用割合は上昇傾向にあります。平成26年は32.8%の利用率であったのに対し28年は60.3%となり、その後、微減が見られますが、30年は55.7%であり、ニーズの高さがうかがえます。

午後の預かり保育の利用推移

各年 4月1日現在

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
園児数(人)	1, 241	1, 070	1, 106	993	893
預かり人数(人)	407	579	667	517	497
預かり利用割合(%)	32. 8	54. 1	60. 3	52. 1	55. 7

## (2) 保育施設等

### ①市内保育施設等の整備状況

平成30年の市内の保育施設等の整備状況を見ると、認可保育所(園)は37か所、定員は3,698人となっています。また、0～2歳児を受け入れる地域型保育事業では、小規模保育事業所が9か所あり、160人定員となっています。

施設・事業数

平成 30 年 4 月 1 日現在

		施設・事業数	定員
特定教育・保育施設	認可保育所	37	3, 698
特定地域型保育事業	小規模保育	9	160
	家庭的保育	0	0
	事業所内保育	0	0
	居宅訪問型保育	0	0

## ②保育施設等の利用児童数

保育施設等の利用児童数（市外利用者含む）は、平成30年4月で認可保育所が3,869人、小規模保育事業が161人、認定こども園（市外の園。市内には整備なし）が11人、事業所内保育（市外の園。市内には整備なし）が7人となっています。

認可保育所の利用を年齢別に見ると、平成30年では、3歳児が824人、4歳児が827人となっており、ほかの年齢より多くなっています。

年齢別保育施設等利用状況

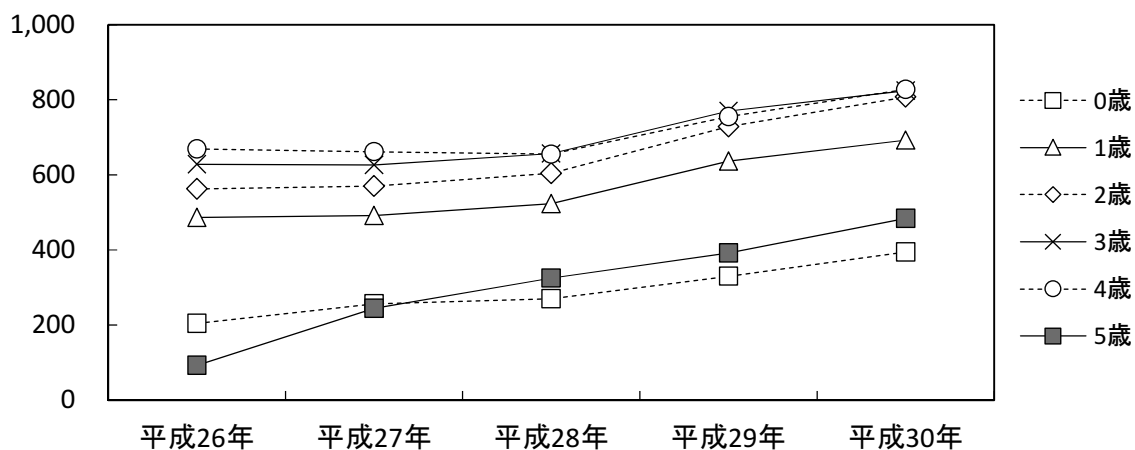
平成30年4月1日現在

			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
申込み児童数			419	872	912	933	840	486	4,462
利用児童数	特定教育・保育施設	認可保育所	343	636	755	824	827	484	3,869
		認定こども園	0	0	4	5	2		11
	特定地域型保育事業	小規模保育	51	58	52	0			161
		家庭的保育	0	0	0	0			0
		事業所内保育	0	4	2	1			7
		居宅訪問型保育	0	0	0	0			0

※市外利用者を含む（認可保育所1人、認定こども園11人、小規模保育1人、事業所内保育7人）

## ③年齢別保育施設等の利用児童数

利用状況の推移を年齢別に見ると、平成26年から30年までの増加人数は、0～3歳児までは各年齢200人程度であるのに対し、5歳児は392人増と非常に多くなっています。5歳児保育を実施する認可保育所が増えたことで、共働き家庭が幼稚園から保育所利用へ移行したことが影響しています。なお、4歳児の増加数は158人で、0～5歳児の中で最も少なくなっています。



## 市内保育施設等利用児童数の推移（年齢別）

各年4月1日現在

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
合計	認可保育所入所数	2,641	2,830	3,014	3,540	3,868
	市立保育所	301	327	335	334	335
	法人保育所	2,340	2,503	2,679	3,206	3,533
	小規模保育利用数	—	18	19	70	160
	計	2,641	2,848	3,033	3,610	4,028
0 歳	認可保育所入所数	204	248	261	305	343
	市立保育所	11	11	12	15	14
	法人保育所	193	237	249	290	329
	小規模保育利用数	—	8	9	25	51
	計	204	256	270	330	394
1 歳	認可保育所入所数	486	481	513	609	635
	市立保育所	49	42	48	48	48
	法人保育所	437	439	465	561	587
	小規模保育利用数	—	10	10	27	57
	計	486	491	523	636	692
2 歳	認可保育所入所数	562	570	604	710	755
	市立保育所	60	71	71	69	66
	法人保育所	502	499	533	641	689
	小規模保育利用数	—	—	—	18	52
	計	562	570	604	728	807
3 歳	認可保育所入所数	628	626	656	770	824
	市立保育所	83	85	90	90	89
	法人保育所	545	541	566	680	735
	計	628	626	656	770	824
	4 歳	認可保育所入所数	669	661	655	755
市立保育所		93	104	88	93	98
法人保育所		576	557	567	662	729
計		669	661	655	755	827
5 歳		認可保育所入所数	92	244	325	391
	市立保育所	5	14	26	19	20
	法人保育所	87	230	299	372	464
	計	92	244	325	391	484

#### ④申込み者数

保育施設等の申込み者数を見ると、平成26年の2,810人から平成30年の4,462人へと急増しています。年齢別では1歳から3歳での申込みが800件を超えており、ほかの年齢より多くなっています。

保育施設等申込み者数推移（2号・3号）

各年4月1日現在

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0歳児	231	328	408	417	419
1歳児	531	631	762	828	872
2歳児	606	662	732	833	912
3歳児	659	678	757	813	933
4歳児	679	692	696	773	840
5歳児	104	245	326	392	486
申込み者数	2,810	3,236	3,681	4,056	4,462
前年比	—	426	445	375	406

#### ⑤待機児童数

待機児童数（各年4月1日現在）は平成26年は48人でしたが、平成29年には333人へと大きく増加しています。30年には前年より減少したものの未だに236人が待機児童となっています。年齢別に見ると、1歳児が最も多く、平成29年で163人、30年では104人と圧倒的に多くなっています。また、3歳児がこれに次いで多くなっています。

待機児童数推移

各年4月1日現在

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0歳児	7	14	15	60	9
1歳児	18	50	53	163	104
2歳児	10	34	32	89	47
3歳児	7	14	27	20	72
4歳児	6	3	4	1	4
5歳児	0	0	0	0	0
待機児童数	48	115	131	333	236
前年比	—	67	16	202	▲97

※平成30年の不承諾数は421人



## ⑥保育所に入所できない児童数

待機児童も含め、保育所に入所できない児童数の年間の推移を見ると、4月の533人が10月には777人、翌年3月には908人へと増加しています。特に、0歳児は産休・育休明けによる年度途中の利用ニーズが高く、年度末の3月には、4月当初より306人増となります。

前項の④と⑤から、0歳児は年度途中、1歳児は年度当初で入所できない児童が多くなる傾向が見られます。

### 保育所に入所できない児童数

平成 29 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月との差
0歳児	148	166	194	223	274	301	335	420	433	437	451	454	306
1歳児	198	198	194	206	213	215	222	238	235	226	231	233	35
2歳児	115	120	128	125	128	133	138	139	135	130	130	132	17
3歳児	46	50	46	52	58	60	60	63	65	66	68	67	21
4歳児	23	23	18	21	18	18	20	23	21	21	20	20	-3
5歳児	3	3	0	1	3	2	2	2	2	2	2	2	-1
計	533	560	580	628	694	729	777	885	891	882	902	908	375
前月との比較増減		27	20	48	66	35	48	108	6	-9	20	6	

## ⑦保育士数

市立保育所（5カ所）の保育士数を見ると、保育士は78人で、正規職員が32人、臨時職員が46人となっており、正規職員の占める割合が低くなっています。また、法人園（39カ所）の保育士数は、合わせて626人であり、市立と法人を合わせると、704人となっています。

### 市内保育士状況

平成 29 年度

		保育士 (正規)	保育士 (臨時)	保育補助	看護師	調理員 (正職)	調理師 (臨時)	計
市立 (7月1日) 5施設	安慶名	8	19	2		1	3	33
	石川	6	8	3		0	2	19
	豊原	6	6	1		1	3	17
	きむたか	6	8	2		1	2	19
	与那城	6	5	1		1	3	16
	小計	32	46	9	0	4	13	104
		78				17		
法人(5月1日) 39施設		626		29	22	114		791
合計		704		38	22	131		895

※支援センター、一時預かり（安慶名）

※市立保育所（正職36人（うち、再任用1人）、臨時68人）

### (3) 教育・保育施設等の利用ニーズの変化

#### ①5歳児の教育・保育施設の利用者比較

市立幼稚園では、5歳児の利用が平成26年は1,211人で、市内に住む5歳児の83.5%を占めていましたが、平成30年には738人で53.8%に減少しています。反対に、認可保育所の5歳児は、平成26年が6.3%であったのに対し、平成30年では35.3%に急増しています。認可保育所では5歳児の受け入れ枠が広がるとともに利用児童数も増え、その分市立幼稚園の利用が減少している状況です。子育て家庭では、幼児期の教育ニーズとともに保育ニーズも求められていることがうかがえます。

平成26年と平成30年の教育・保育施設等の利用者比較

単位：人(%)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
市立幼稚園	H26					30(2.2)	1,211(83.5)	1,241(15.2)
	H30				12(0.8)	143(10.4)	738(53.8)	893(10.8)
認可保育所等	H26	204(15.8)	486(37.9)	562(41.4)	628(45.1)	669(48.5)	92(6.3)	2,641(32.4)
	H30	343(26.3)	635(46.5)	755(53.0)	824(58.2)	827(60.4)	484(35.3)	3,868(46.9)
市内在住数	H26	1,292	1,283	1,358	1,391	1,379	1,450	8,153
	H30	1,305	1,366	1,424	1,417	1,370	1,372	8,254

※平成26年4月、平成30年4月 %は年齢別の市内在住者数に占める割合

#### ②申込み率の推移（1号認定は市立幼稚園の利用率）

支給認定別および年齢別の申込み率について見ると、市立幼稚園の利用がほとんどである1号認定については、前述のように5歳児の割合が減少しているほか、4歳児も微減傾向となっています。また、2号認定は各年齢とも上昇傾向であり、3歳児・4歳児は平成29年で約6割を占めるに至っています。3号認定でも各年齢とも毎年上昇しており、1歳児・2歳児は6割を占めるに至っています。

保育ニーズは各年齢で高くなり続けています。

各年4月1日現在

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1号認定	3歳児	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
	4歳児	2.2%	5.3%	12.4%	11.8%	10.4%
	5歳児	83.5%	71.3%	64.9%	59.1%	53.8%
	1号計	29.4%	25.6%	26.7%	24.0%	21.5%
2号認定	3歳児	47.4%	49.6%	57.0%	59.2%	65.8%
	4歳児	49.2%	48.9%	50.4%	57.2%	61.3%
	5歳児	7.2%	17.6%	22.6%	27.8%	35.4%
	2号計	34.2%	38.6%	42.9%	47.8%	54.3%
3号認定	0歳児	17.9%	24.6%	30.3%	32.1%	32.1%
	1歳児	41.4%	46.9%	54.9%	58.5%	63.8%
	2歳児	44.6%	50.5%	53.6%	60.4%	64.0%
	1・2歳児計	43.1%	48.7%	54.2%	59.4%	63.9%
	3号計	34.8%	40.6%	46.4%	50.7%	53.8%

※申込み率（及び市立幼稚園利用率）は、各年齢の申込者数（及び市立幼稚園利用児童数）を同じ時期の年齢別児童人口で除して算出

### 3. 教育・保育の利用見込み量（平成29年度見直し）

#### (1) 1号認定の利用見込み量

1号認定は、今後も減少すると予測され、利用児童数は2020年で1,070人になると見込まれ、中でも5歳児については今後も減少し、2020年には649人になると見込まれます。

		実績値			見込み量		
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	2019年 (平成31年)	2020年
1号	3歳児	56	42	56	57	59	56
	4歳児	147	232	219	267	311	365
	5歳児	1,058	1,011	896	790	728	649
	1号計	1,261	1,285	1,171	1,114	1,098	1,070

※1号認定の見込み量は、私立幼稚園の利用状況も踏まえて算出している。

※平成27～29年は実績値（各年4月1日現在）

#### (2) 2号認定・3号認定の利用見込み量

2号認定は、今後も増加すると予測され、利用児童数は2020年で2,658人になると見込まれます。特に、3歳児・4歳児は、2020年にはそれぞれ1,000人を超えるものと見込まれます。

3号認定も同様に、増加を続けると予測され、1・2歳児は1,000人近く、0歳児は500人程度になると見込まれます。（4月時点の見込み）

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	2019年 (平成31年)	2020年
2号	3歳児	678	757	813	889	992	1,019
	4歳児	692	696	773	856	924	1,020
	5歳児	245	326	392	453	540	619
	2号計	1,615	1,779	1,978	2,198	2,456	2,658
3号	0歳児	328	408	417	448	490	531
	1歳児	631	762	828	872	914	980
	2歳児	662	732	833	936	966	995
	1・2歳児計	1,293	1,494	1,661	1,808	1,880	1,975
	3号計	1,621	1,902	2,078	2,256	2,370	2,506
2号・3号計		3,236	3,681	4,056	4,454	4,826	5,164

※平成27～29年は実績値（各年4月1日現在）

#### 4. 教育・保育施設等の整備状況

##### (1) 市立幼稚園の整備状況

###### ① クラス数と現利用児童数

市立幼稚園の利用クラス数は、利用児童数の減少とともに減っており、平成26年の48クラスが、平成30年には40クラスとなっています。平成30年の総数（空き教室も含める）は61教室であり、整備数の約35%が空いている状況です。

各年4月1日現在

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
クラス数	現利用クラス数	48	43	44	42	40
	総教室数					61
利用児童数 (再掲)	3歳児	—	—	—	—	12
	4歳児	30	75	171	160	143
	5歳児	1,211	995	935	833	738
	計	1,241	1,070	1,106	993	893

##### (2) 認可保育所等の整備状況

###### ① 新規整備(予定)数

認可保育所等の整備による新規の受け入れ数について見ると、平成29年度が391人、30年度が964人と大きく確保しています。平成31年度(2019年度)も115人分確保し、3年間で1,470人の受け皿整備を行います。

	3号認定			2号認定			合計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
H29年度整備数	71	132	99	23	21	45	391
H30年度整備数	137	209	198	143	148	129	964
H31年度(2019年度)整備数	7	10	-1	16	16	67	115
整備合計	215	351	296	182	185	241	1,470

###### ② 整備後定員総数

新規の整備数を加算した市の総整備定員数は、平成31年度(2019年度)で4,958人であり、5,000人程度の受け皿を整えます。

	3号認定			2号認定			合計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
H29年度(4/1定員)	339	620	701	784	776	268	3,488
H29年度整備数	71	132	99	23	21	45	391
H29年度整備後認可定員数	410	752	800	807	797	313	3,879
H30年度整備数	137	209	198	143	148	129	964
H30年度整備後認可定員数	547	961	998	950	945	442	4,843
H31年度(2019年度)整備数	7	10	-1	16	16	67	115
H31年度(2019年度)整備後認可定員数	554	971	997	966	961	509	4,958

### (3) 平成 30 年度での需要と供給の関係（保育ニーズ）

「3(2) 2号認定・3号認定の利用見込み量」と「4(2)② 整備後定員総数」より2号認定、3号認定の需要と供給の関係を見ると、2020年4月の利用見込み量は2号・3号全体で5,164人となっているが、2019年度（平成31年度）の整備後認可定員数は4,958人と不足が生じています。

2号認定は、利用見込み量が2,658人、整備後定員総数が2,436人で222人の不足となっています。3号認定は、利用見込み量が2,506人、整備後定員総数が2,522人であり、こちらは4月時点の利用見込みには対応できる整備定員となっています。

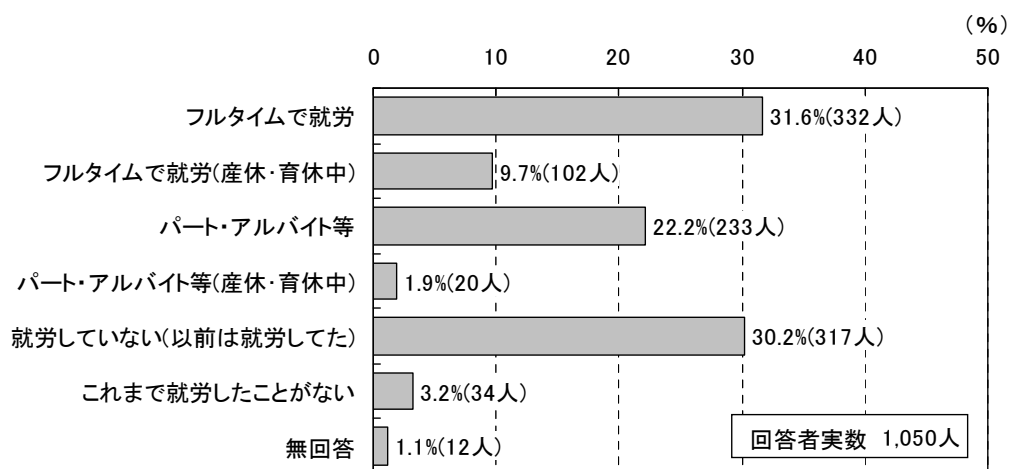
2号認定の受け入れ枠の確保が必要であり、市立幼稚園の空き教室も活用した対応を検討する必要があります。

## 5. 子どもと子育て家庭のニーズ（平成25年度調査より）

市では、平成25年度に子育て家庭の教育・保育施設等のニーズなどを把握するため、「うるま市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を行いました。調査で把握された市立幼稚園に関する声について抜粋して掲載します。

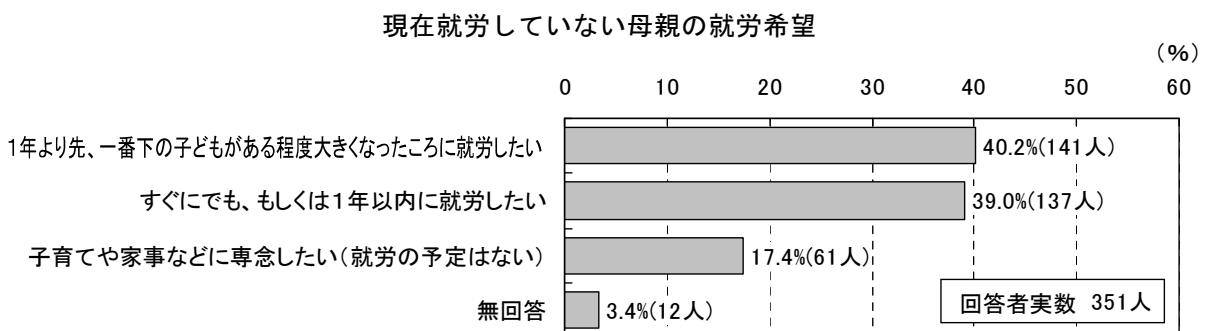
### (1) 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、フルタイムで働いている母親は約4割、パート、アルバイトが約2割、働いていない母親が約3割となっています。



### (2) 現在就労していない母親の就労希望

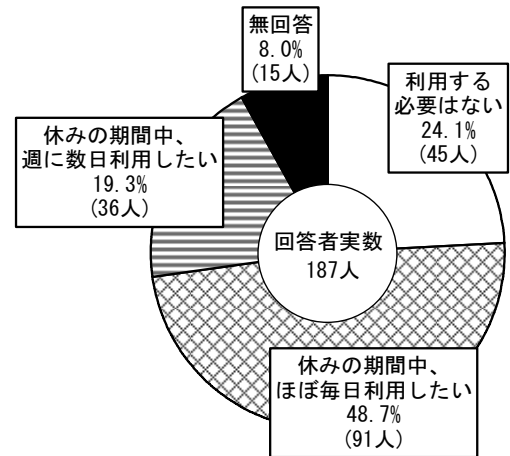
現在就労していない母親でも、就労を希望している割合は約8割を占めています。一番下の子どもがある程度大きくなってから働きたいという回答の中では、子どもの年齢を2～3歳とする声が比較的多くなっていました。



### (3) 夏休み等長期休暇期間中の教育・保育施設の利用ニーズ（幼稚園希望者）

市立幼稚園利用希望者に対し、夏休み等長期休暇期間の利用希望を尋ねました。

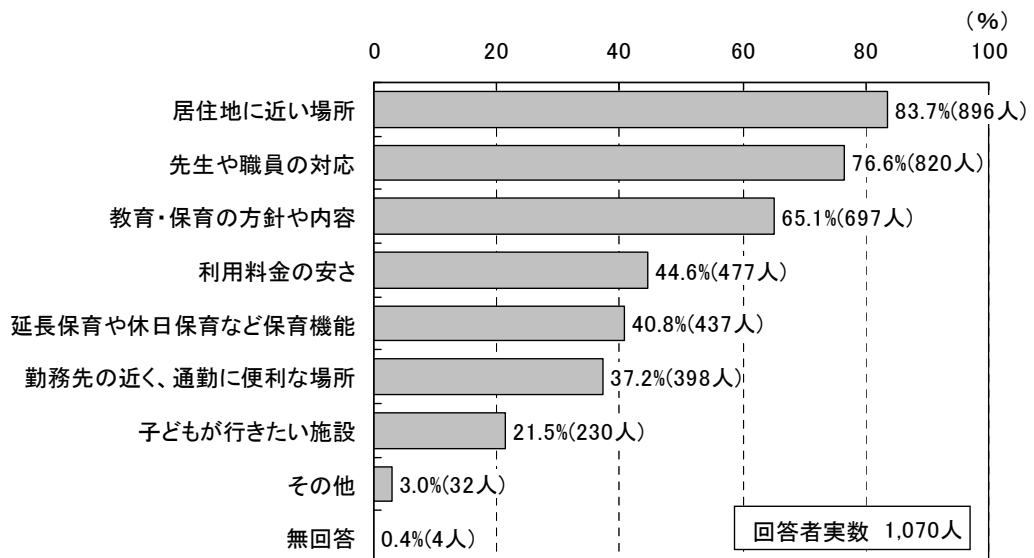
休みの期間中、「ほぼ毎日利用したい」という回答が48.7%と約半数を占めているほか、「週に数日利用したい」という回答も19.3%あり、ほとんどの方が長期休業中の利用を望んでいることがわかります。市立幼稚園においても共働き家庭の利用が多いことから、長期休業中も受け入れが必要とされています。



### (4) 幼稚園を選ぶときに重視すること

幼稚園を選ぶ時に重視することを尋ねたところ、もっとも多い回答は「居住地に近い場所」で83.7%を占めています。

次いで「先生や職員の対応」の76.6%、「教育・保育の方針や内容」の65.1%となっています。



(5) 居住地区と教育・保育施設等の利用地区、希望地区の関係（中学校区単位）

教育・保育施設等の現在の利用地区と、今後希望する利用地区について尋ねたところ、多くの方が、住まいの中学校区内にある教育・保育施設等を利用していますが、与勝区域の中学校区や具志川東中学校区では、この割合がやや低くなっています。

今後の利用希望地区についても、住まいの中学校区内を希望する声が圧倒的に高くなっており、80%を超えているところが多くなっています。その中で、与勝区域の中学校区は、70%台後半と、若干80%に届かない割合となっています。しかし、どの地区でも家の近くが望まれており、教育・保育施設等の必要量は地区人口比に比例するといえます。

<(居住地区別)現在の教育・保育場所・中学校区>

	回答者 実数	あげな 中学校区	具志川 中学校区	高江洲 中学校区	具志川東 中学校区	石川 中学校区	伊波 中学校区	彩橋 中学校区	与勝 中学校区	与勝第二 中学校区
あげな 中学校区	116	83 (71.6)	10 (8.6)		9 (7.8)	1 (0.9)	3 (2.6)		1 (0.9)	
具志川 中学校区	129	3 (2.3)	104 (80.6)	6 (4.7)	5 (3.9)		2 (1.6)		1 (0.8)	
高江洲 中学校区	95		11 (11.6)	74 (77.9)	2 (2.1)		1 (1.1)		1 (1.1)	
具志川東 中学校区	72	7 (9.7)	7 (9.7)	5 (6.9)	48 (66.7)		1 (1.4)		1 (1.4)	
石川 中学校区	73			1 (1.4)	1 (1.4)	65 (89.0)	4 (5.5)			
伊波 中学校区	56	1 (1.8)		1 (1.8)		12 (21.4)	39 (69.6)			
彩橋 中学校区	7							5 (71.4)		1 (14.3)
与勝 中学校区	73		3 (4.1)	1 (1.4)	6 (8.2)				51 (69.9)	6 (8.2)
与勝第二 中学校区	17				1 (5.9)			1 (5.9)	2 (11.8)	11 (64.7)

<(居住地区別)希望する教育・保育場所・中学校区>

	回答者 実数	あげな 中学校区	具志川 中学校区	高江洲 中学校区	具志川東 中学校区	石川 中学校区	伊波 中学校区	彩橋 中学校区	与勝 中学校区	与勝第二 中学校区
あげな 中学校区	166	136 (81.9)	3 (1.8)	1 (0.6)	5 (3.0)	1 (0.6)	1 (0.6)		2 (1.2)	
具志川 中学校区	189	3 (1.6)	161 (85.2)	7 (3.7)	5 (2.6)					
高江洲 中学校区	131	2 (1.5)	4 (3.1)	111 (84.7)	1 (0.8)				2 (1.5)	
具志川東 中学校区	101	3 (3.0)	4 (4.0)	3 (3.0)	81 (80.2)		1 (1.0)		2 (2.0)	
石川 中学校区	97					85 (87.6)	6 (6.2)			
伊波 中学校区	84	2 (2.4)				1 (1.2)	75 (89.3)			
彩橋 中学校区	6							6 (100.0)		
与勝 中学校区	109		4 (3.7)	1 (0.9)	4 (3.7)			2 (1.8)	86 (78.9)	3 (2.8)
与勝第二 中学校区	29				1 (3.4)				2 (6.9)	22 (75.9)

※津堅中学校区は割愛（回答者なし）

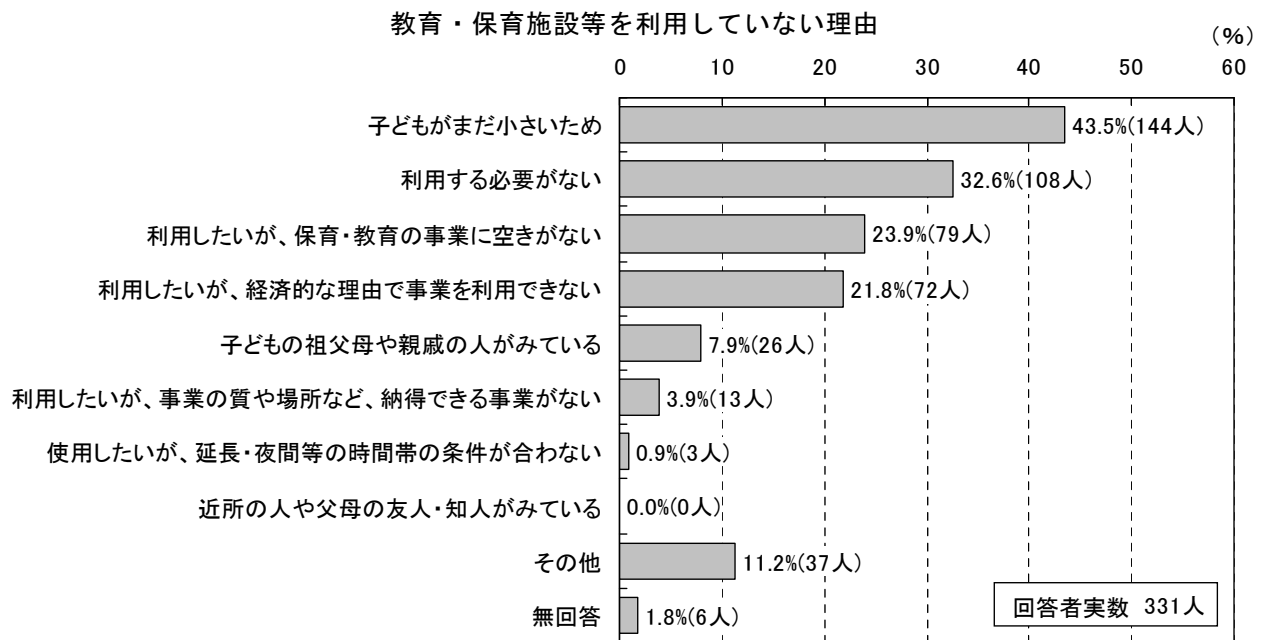


## (6) 教育・保育施設等を利用していない理由

教育・保育施設等を利用していない理由を尋ねたところ、「子どもがまだ小さいため」という回答が43.6%で最も高くなっています。（年齢としては「1歳」が45.1%）

利用していない理由として、「教育・保育事業に空きがない」という回答が23.9%であり、利用していない人の4人に1人が希望する施設を利用できない状況となっています。また、経済的な理由を挙げる人も21.8%と約2割を占めています。

子どもの年齢別にみると、「教育・保育事業に空きがないから」という回答は、3歳児で4割を占め最も高く、3歳児の受け皿確保が特に必要となっています。



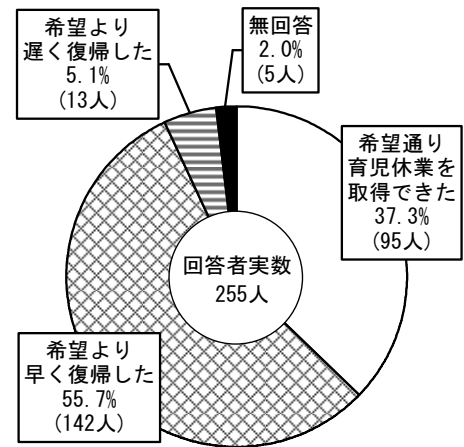
### <(子どもの年齢別)教育・保育施設等を利用していない理由>

	回答者実数	教育・保育の事業に空きがない	経済的な理由で事業を利用できない	子どもがまだ小さいため
0歳児	130	25 (19.2)	15 (11.5)	85 (65.4)
1歳児	88	21 (23.9)	23 (26.1)	40 (45.5)
2歳児	35	12 (34.3)	12 (34.3)	9 (25.7)
3歳児	32	13 (40.6)	12 (37.5)	6 (18.8)
4歳児	23	4 (17.4)	6 (26.1)	4 (17.4)
5歳児	15	3 (20.0)	3 (20.0)	

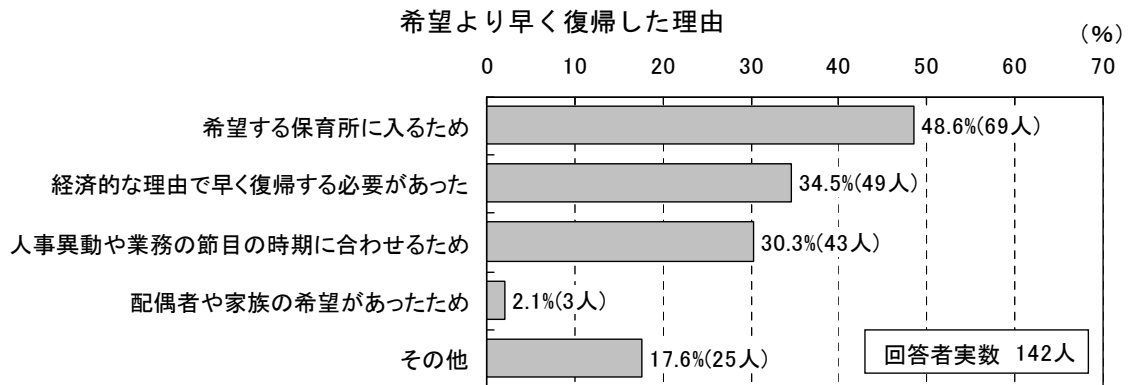
## (7) 育児休業後の職場復帰の時期（母親）

育児休業を希望通り取得できた人は37.3%であるのに対し、希望より早く復帰した人が55.7%と、半数以上を占めています。

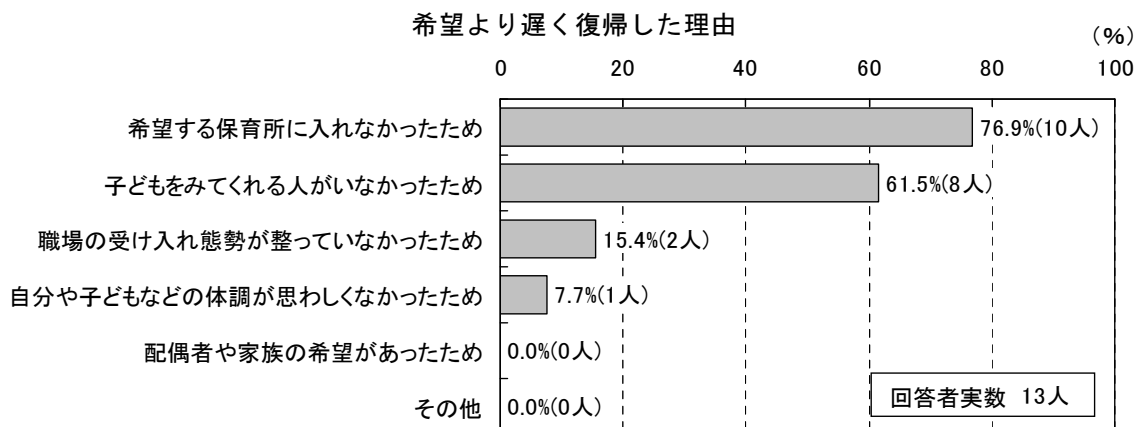
早く復帰した理由を尋ねたところ、「希望する保育所に入るため」が48.6%と約半数を占めています。また、遅く復帰した理由では「希望する保育所に入れなかったため」が76.9%で最も高いほか、「子どもを見てくれる人がいなかったため」が61.5%を占め、早く復帰、遅く復帰とも、保育所入所時期と育児休業終了時期が合わないことが大きな理由となっています。



希望より早く復帰した理由



希望より遅く復帰した理由



(8) 市立幼稚園に対する自由回答より（複数年保育ニーズ）

アンケート調査票の最後に、幼稚園や保育所に望むことを自由に記入する欄を設けました。市立幼稚園に関する記入内容では「預かり保育」に次いで、「複数年保育」を望む声が多くなっていました。

記述カテゴリ	73 件	
幼稚園の預かり保育	25 件	<p>○幼稚園関連の内容では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預かり保育の延長時間</li> <li>・ 複数年保育の実施</li> </ul> <p>についての声が多い傾向にあった。</p> <p>○預かり保育では、現在の終了時間(17:30)では早く、迎えに行くことができないため、学童を利用しているという声が多い。勤務終了後の迎えについて考慮した上での終了時間設定が望まれている。(18:30、19:00 など)</p> <p>○複数年保育については、市内の2箇所では実施しているので、他の地域でも実施して欲しいという声が多い。幼児教育の充実のために県外を例に出し、複数年保育の実施を希望する声が多くなっている。</p>
幼稚園の複数年保育	21 件	
幼稚園	12 件	
給食	7 件	
弁当	3 件	
幼稚園の時間	3 件	
幼稚園の土曜日預かり	1 件	
行事	1 件	

以下は、市立幼稚園での複数年保育を希望する声の一覧です。

地区	年齢	意見
具志川A地区	4歳児	うるま市では幼稚園が2年保育(3園)となっています。がもっとふやしてほしい。しかも、2年幼稚園に入れても年少の時は親の就労がみとめられておらず就労したくてもできない。少しでも働きたい親のためみとめてもらいたいです。
具志川A地区	6歳児	2年幼稚園(?) 仕事をしていたら利用できないのもっと利用しやすいように時間と放課後(学童や預かり)を考えて欲しいです。子どもが年少だったので2年幼稚園を利用して2人通わせようと思ったのですが条件が合わず断念しました。
具志川B地区	1歳児	市の幼稚園の2年保育ができる園を増やす予定はないですか?
具志川B地区	1歳児	幼稚園が3年になると家に母親がいる場合は親自身がリフレッシュできる時間ができたり集団生活に子どもが慣れたりしてたすかるかも
具志川B地区	3歳児	他県では幼稚園が二、三年制の所が多くあります。こういったところも検討し直してみたらいかげでしょうか。

地区	年齢	意見
具志川B地区	4歳児	幼稚園を3年間にしてほしい。 実際下の子2人が待機児童で、すさんだ無認可保育園に預けざるえなかった。とても心苦しく役所に何度か相談に行ったが、年子だった為同じ保育園に通うのが難しかった。
具志川B地区	5歳児	本土のように3ヵ年保育のある幼稚園を増やしてほしい。幼稚園にいても、午前保育だし、保育園で習っていた事が無意味になる気がする。(レベルが落ちる) 本土との学習力の格差も、沖縄は幼稚園に入る1年間で差がついていると新聞で見ました。
具志川B地区	5歳児	公立幼稚園が1年では短かすぎる。
具志川C地区	0歳児	幼稚園を2年、3年間と長くしてほしい。待機児童の削減!!!
具志川C地区	3歳児	幼稚園の4歳児受け入れを増やしてほしい。2年保育を望む声が周りからもよく聞きます。
具志川C地区	3歳児	こども園や2年幼稚園があれば就労関係なく入園できる。近隣にできることを希望します。
具志川C地区	6歳児	・公立幼稚園(一年から二年制) 兼原、アゲナは2年だけど、高江洲も2年制にして欲しい。兼原やアゲナに入る為に引っ越しも考えたくらいでした。末っ子が4才になるまでをお願いしたい!!!
具志川D地区	0歳児	・公立幼稚園を県外並みに3年(せめて2年)制にしてほしい。理由としては ①保育園だと利用料が高い ②保育ではなく教育に重点をおく年齢だと思う ③私は専業主婦なので1日保育園に預けるといより午後は子供との時間をもちたい。
具志川D地区	5歳児	幼稚園の2年保育、3年保育を充実させてほしい
具志川D地区	5歳児	幼稚園によって2年保育がありますがすべての幼稚園が2年保育になると良いです。
具志川D地区	6歳児	現在、田場幼稚園に入園しているが隣の兼原幼稚園と同様に4才児からの受け入れは難しいんですか? 保育園、入所させるのにも難しく早めの学校生活にも慣れさせたく2ヶ年幼稚園希望したいんですが、うるま市全体に2年幼稚園の設置をお願いします。給食ありの団体生活が希望です。
石川地区	0歳児	幼稚園教育が3年間になると良いと思います。 小学校入学前には基礎的な集団生活を身につけ学習にとり組める練習をさせるには1年間では短いです。しかし他の私立幼稚園も数が少なく今後うるま市に住みながら、仕事、子育てをしてゆきたいので、是非教育の場の確保と共に質の向上にも尽力していただきたいです。
石川地区	3歳児	幼稚園の入園対象を4歳児からにしてほしい5歳児のみとしている理由を知りたい
石川地区	3歳児	公立幼稚園すべて2年保育にするべき。将来は3年幼稚園(預かり保育も受け入れ)!!! 共働きも多いが、5才になって初めて集団の中へ入る子もいる。幼児期の教育に重点をおいて考えるべき。行政が大人の都合で後退させないでおしすすめてほしい!
与勝地区	3歳児	幼稚園を2~3年保育にほしい
与勝地区	3歳児	私が育った地(熊本)では、両親が共働きの家庭は保育園そうでない場合は幼稚園というのが一般的だったので、小学校入学前の1年だけ幼稚園というやり方にとまどいました。 また共働きであっても途中入園の場合、認可保育園に入れず認可外保育園を探すのに実際苦労しました。

## 6. 現況と課題のまとめ

### (1) 教育・保育施設等の利用状況等について

- 市立幼稚園を利用する5歳児が減少しています。平成26年は1,211人と、市内5歳児の83.5%を占めていましたが、平成30年には738人で53.8%となっています。
- 市立幼稚園の「午後の預かり保育」の利用割合が上昇しており、平成26年の32.8%が平成30年では55.7%となっています。
- 10か所の市立幼稚園では4歳児からの受け入れを行っているほか、1か所では3歳児の受け入れを行っています。平成25年度のニーズ調査では、市立幼稚園の複数年保育を望む声も見られました。就学前児童の幼児教育の充実を図るために3歳児からの受け入れ体制を強化する必要があります。
- 認可保育所の申込み人数は年々増加しており、平成26年の2,810人が平成30年には4,462人へと1.6倍になっています。
- 認可保育所の増改築や定員増及び新規整備等により、待機児童対策に取り組んできましたが、依然として待機児童が存在しています。平成30年4月の待機児童は236人。また、待機児童及び保育所に入所できない児童数は533人となっています。
- 2020年の2号認定の利用児童数の見込みは2,658人であるのに対し、定員数は2,436人であり、222人の不足となっています。2号認定の受け入れ枠の確保が必要であり、市立幼稚園の空き教室も活用した対応を検討する必要があります。
- 市内の認可保育所では、近年、5歳児保育を始める園が増えました。実施園の増加に伴い、5歳児の保育所利用ニーズも高まってきています。
- 市立幼稚園、市立保育所では、臨時職員の配置が多く、正規職員が少ない状況です。また、基準面積を満たしているが保育士不足のため定員確保できない園もあります。教育・保育の充実に向けて人材の確保が必要となっています。

## (2) 子どもと子育て家庭について

- 就学前児童のいる家庭の65.4%が共働き家庭となっています。また、現在就労していない母親の79.2%が就労希望者で、うち半分は1年以内に就労したいと回答しています。
- 子育て家庭には「教育」と「保育」の両方のニーズがあります。（共働き家庭が大半を占めることや、市立幼稚園の預かり保育ニーズが上がっていること、5歳児での保育所利用ニーズが上がっていること等から）
- 市立幼稚園利用者では、土曜日や夏休み等長期休業時の教育・保育ニーズも高いです。（夏休みの利用ニーズ68%、土曜日ニーズ62.3%）
- 教育・保育施設等を選ぶとき重視することとしては、「居住地に近いこと」が83.7%で最も高くなっているほか、「先生や職員の対応」、「教育・保育方針や内容」が7割前後で高いです。各区域や小学校区及び地域の児童人口を踏まえた施設整備とともに、“教育・保育の質の確保”が高く求められています。
- 母親の育児休業期間について、希望する保育所に入れなかったため、予定より早く復帰したり、遅く復帰する人が多くなっています。産休や育休明けは年度途中となる場合が多く、預けたいときに預けられるような受け入れ体制を整える必要があります。

## 【第3章 2020年に向けた市立幼稚園での「3～5歳児」教育の確保】

### 1. 幼児期の教育・保育の無償化と本市の幼児教育環境について

国では、幼児教育の重要性に鑑み、全ての子どもに高い幼児教育を保障することを目指すため、2019年（平成31年）10月より、幼児期の教育・保育の無償化を予定しています。沖縄県及び本市においては、市立幼稚園は歴史的背景もあり、長い間、5歳児のみの受け入れを行ってきました。幼稚園教育要領においては、3～5歳児への幼児教育の実施を示しています。本市においては、平成27年3月策定の「うるま市子ども・子育て支援事業計画」で市立幼稚園での複数年保育実施を掲げているものの、平成30年4月現在、市内の18園中10園で4歳児保育を行っているのみであり、3歳児保育については、平成30年に1か所開始した段階となっています。

また、市立幼稚園の利用児童数は減少傾向にあり、空き教室が見られます。

### 2. 無償化により想定される課題

教育・保育の無償化が始まれば、子育て家庭のほとんどが子どもを教育・保育施設に通わせると考えられます。

3～5歳児の教育・保育施設利用者の割合は、平成30年4月現在72.8%であり、全児童が利用した場合を想定した受け皿の確保が不可欠となっています。

### 3. 市立幼稚園における無償化を想定した受け皿確保の検証

前述のように、3～5歳児の全児童が教育・保育施設を利用した場合、現行の施設整備では受け皿不足となっています。また、保育施設の2019年度（平成31年度）までの新規整備はすでに予定されていますが、この分を加えたとしても、受け皿不足が生じる状況です。

多くの児童を受け入れるためには、現在、空き教室が存在する市立幼稚園の活用が有効と考えられます。市立幼稚園に整備されている教室数に対して、無償化により新たな利用が想定される3～5歳児数（現在、教育・保育施設を利用していない児童数）について検証を行い、クラス数の不足状況を確認したところ、市全体で15クラス不足することがわかりました。

公の役割として、無償化後に児童が施設利用できないことがないように、既存の市立幼稚園園舎を利活用しながら、3～5歳児の受け皿を拡充する方向で検討を行いました。

無償化による利用児童数増を想定した市立幼稚園クラス数の過不足の検証（平成30年度調べ）

		3歳	4歳	5歳	合計			3歳	4歳	5歳	合計		
あげな小学校	あげな小学校(人口数)	A	64	66	65	195	宮森小学校	宮森小学校(人口数)	A	65	77	66	208
	現保育所児童数(施設数1)	B	24	26	6	56		現保育所児童数(施設数3)	B	52	50	48	150
	人口一保育所児童	(A-B)C	40	40	59	139		人口一保育所児童	(A-B)C	13	27	18	58
	新規保育所児童数(新規施設数1)	D	20	20	20	60		新規保育所児童数(新規施設数0)	D	0	0	0	0
	整備必要人数	(C-D)E	20	20	39	79		整備必要人数	(C-D)E	13	27	18	58
	現幼稚園クラス数		0	1	2	3		現幼稚園クラス数		0	1	2	3
	必要幼稚園クラス数		1	1	1	3		必要幼稚園クラス数		1	1	1	3
必要クラス定員	F	20	30	30	80	必要クラス定員	F	20	30	30	80		
あげな小学校区過不足	(F-E)	0	10	▲9	1	あげな小学校区過不足	(F-E)	7	3	12	22		
クラス数の過不足					2	クラス数の過不足					0		
川崎小学校	川崎小学校(人口数)	A	75	73	57	205	城前小学校	城前小学校(人口数)	A	88	72	83	243
	現保育所児童数(施設数1)	B	20	22	15	57		現保育所児童数(施設数4)	B	70	68	46	184
	人口一保育所児童	(A-B)C	55	51	42	148		人口一保育所児童	(A-B)C	18	4	37	59
	新規保育所児童数(新規施設数0)	D	0	0	0	0		新規保育所児童数(新規施設数0)	D	0	0	0	0
	整備必要人数	(C-D)E	55	51	42	148		整備必要人数	(C-D)E	18	4	37	59
	現幼稚園クラス数		0	0	1	1		現幼稚園クラス数		0	1	1	2
	必要幼稚園クラス数		1	1	1	3		必要幼稚園クラス数		1	1	1	3
必要クラス定員	F	20	30	30	80	必要クラス定員	F	20	30	30	80		
川崎小学校区過不足	(F-E)	▲35	▲21	▲12	▲68	川崎小学校区過不足	(F-E)	2	26	▲7	21		
クラス数の過不足					▲1	クラス数の過不足					0		
天願小学校	天願小学校(人口数)	A	133	107	128	368	伊波小学校	伊波小学校(人口数)	A	128	104	122	354
	現保育所児童数(施設数3)	B	79	76	45	200		現保育所児童数(施設数2)	B	30	30	16	76
	人口一保育所児童	(A-B)C	54	31	83	168		人口一保育所児童	(A-B)C	98	74	106	278
	新規保育所児童数(新規施設数0)	D	0	0	0	0		新規保育所児童数(新規施設数1)	D	25	25	22	72
	整備必要人数	(C-D)E	54	31	83	168		整備必要人数	(C-D)E	73	49	84	206
	現幼稚園クラス数		0	1	2	3		現幼稚園クラス数		0	0	2	2
	必要幼稚園クラス数		2	2	3	7		必要幼稚園クラス数		2	2	2	6
必要クラス定員	F	40	60	90	190	必要クラス定員	F	40	60	60	160		
天願小学校区過不足	(F-E)	▲14	29	7	22	伊波小学校区過不足	(F-E)	▲33	11	▲24	▲46		
クラス数の過不足					▲2	クラス数の過不足					▲2		
兼原小学校	兼原小学校(人口数)	A	124	112	119	355	勝連小学校	勝連小学校(人口数)	A	38	53	52	143
	現保育所児童数(施設数6)	B	157	165	128	450		現保育所児童数(施設数1)	B	15	14	2	31
	人口一保育所児童	(A-B)C	▲33	▲53	▲9	▲95		人口一保育所児童	(A-B)C	23	39	50	112
	新規保育所児童数(新規施設数2)	D	27	32	32	91		新規保育所児童数(新規施設数0)	D	0	0	0	0
	整備必要人数	(C-D)E	▲60	▲85	▲41	▲186		整備必要人数	(C-D)E	23	39	50	112
	現幼稚園クラス数		0	1	2	3		現幼稚園クラス数		0	1	2	3
	必要幼稚園クラス数		1	1	1	3		必要幼稚園クラス数		1	1	2	4
必要クラス定員	F	20	30	30	80	必要クラス定員	F	20	30	60	110		
兼原小学校区過不足	(F-E)	80	115	71	266	勝連小学校区過不足	(F-E)	▲3	▲9	10	▲2		
クラス数の過不足					2	クラス数の過不足					▲1		
赤道小学校	赤道小学校(人口数)	A	101	105	108	314	南原小学校	南原小学校(人口数)	A	43	39	46	128
	現保育所児童数(施設数1)	B	20	20	8	48		現保育所児童数(施設数1)	B	15	20	0	35
	人口一保育所児童	(A-B)C	81	85	100	266		人口一保育所児童	(A-B)C	28	19	46	93
	新規保育所児童数(新規施設数0)	D	0	0	0	0		新規保育所児童数(新規施設数0)	D	0	0	0	0
	整備必要人数	(C-D)E	81	85	100	266		整備必要人数	(C-D)E	28	19	46	93
	現幼稚園クラス数		1	1	2	4		現幼稚園クラス数		0	0	2	2
	必要幼稚園クラス数		2	2	3	7		必要幼稚園クラス数		0	2	2	4
必要クラス定員	F	40	60	90	190	必要クラス定員	F	0	60	60	120		
赤道小学校区過不足	(F-E)	▲41	▲25	▲10	▲76	南原小学校区過不足	(F-E)	▲28	41	14	27		
クラス数の過不足					0	クラス数の過不足					▲2		
中原小学校	中原小学校(人口数)	A	131	133	135	399	与那城小学校	与那城小学校(人口数)	A	77	84	76	237
	現保育所児童数(施設数4)	B	94	97	44	235		現保育所児童数(施設数1)	B	17	17	1	35
	人口一保育所児童	(A-B)C	37	36	91	164		人口一保育所児童	(A-B)C	60	67	75	202
	新規保育所児童数(新規施設数0)	D	0	0	0	0		新規保育所児童数(新規施設数1)	D	18	18	17	53
	整備必要人数	(C-D)E	37	36	91	164		整備必要人数	(C-D)E	42	49	58	149
	現幼稚園クラス数		0	0	2	2		現幼稚園クラス数		0	1	2	3
	必要幼稚園クラス数		2	2	2	6		必要幼稚園クラス数		2	2	2	6
必要クラス定員	F	40	60	60	160	必要クラス定員	F	40	60	60	160		
中原小学校区過不足	(F-E)	3	24	▲31	▲4	与那城小学校区過不足	(F-E)	▲2	11	2	11		
クラス数の過不足					▲2	クラス数の過不足					▲2		
高江洲小学校	高江洲小学校(人口数)	A	106	105	83	294	平数屋小学校	平数屋小学校(人口数)	A	26	20	35	81
	現保育所児童数(施設数2)	B	48	47	19	114		現保育所児童数(施設数1)	B	37	29	22	88
	人口一保育所児童	(A-B)C	58	58	64	180		人口一保育所児童	(A-B)C	▲11	▲9	13	▲7
	新規保育所児童数(新規施設数1)	D	25	25	22	72		新規保育所児童数(新規施設数0)	D	0	0	0	0
	整備必要人数	(C-D)E	33	33	42	108		整備必要人数	(C-D)E	▲11	▲9	13	▲7
	現幼稚園クラス数		0	0	2	2		現幼稚園クラス数		0	1	1	2
	必要幼稚園クラス数		1	1	2	4		必要幼稚園クラス数		1	1	1	3
必要クラス定員	F	20	30	60	110	必要クラス定員	F	20	30	30	80		
高江洲小学校区過不足	(F-E)	▲13	▲3	18	2	平数屋小学校区過不足	(F-E)	31	39	17	87		
クラス数の過不足					0	クラス数の過不足					0		
田場小学校	田場小学校(人口数)	A	161	155	143	459	彩橋小学校	彩橋小学校(人口数)	A	18	19	17	54
	現保育所児童数(施設数3)	B	78	81	60	219		現保育所児童数(施設数1)	B	14	12	1	27
	人口一保育所児童	(A-B)C	83	74	83	240		人口一保育所児童	(A-B)C	4	7	16	27
	新規保育所児童数(新規施設数0)	D	0	0	0	0		新規保育所児童数(新規施設数0)	D	0	0	0	0
	整備必要人数	(C-D)E	83	74	83	240		整備必要人数	(C-D)E	4	7	16	27
	現幼稚園クラス数		0	0	2	2		現幼稚園クラス数		0	1	1	2
	必要幼稚園クラス数		2	2	2	6		必要幼稚園クラス数		0	1	1	2
必要クラス定員	F	40	60	60	160	必要クラス定員	F	0	30	30	60		
田場小学校区過不足	(F-E)	▲43	▲14	▲23	▲80	彩橋小学校区過不足	(F-E)	▲4	23	14	33		
クラス数の過不足					▲2	クラス数の過不足					0		
具志川小学校	具志川小学校(人口数)	A	36	46	42	124	計	人口数	A	1,414	1,370	1,377	4,161
	現保育所児童数(施設数2)	B	54	53	23	130		現保育所児童数(施設数37)	B	824	827	484	2,135
	人口一保育所児童	(A-B)C	▲18	▲7	19	▲6		人口一保育所児童	(A-B)C	590	543	893	2,026
	新規保育所児童数(新規施設数0)	D	0	0	0	0		新規保育所児童数(新規施設数6)	D	115	120	113	348
	整備必要人数	(C-D)E	▲18	▲7	19	▲6		整備必要人数	(C-D)E	475	423	780	1,678
	現幼稚園クラス数		0	0	1	1		現幼稚園クラス数		1	10	29	40
	必要幼稚園クラス数		1	1	1	3		必要幼稚園クラス数		21	24	28	73
必要クラス定員	F	20	30	30	80	必要クラス定員	F	420	720	840	1,980		
具志川小学校区過不足	(F-E)	38	37	11	86	過不足	(F-E)	▲55	297	60	302		
クラス数の過不足					▲1	クラスの不足数					▲15		



#### 4. 3～5 歳児の市立幼稚園受け皿整備の時期

幼児期の教育・保育の無償化は、2019年（平成31年）10月開始で予定されていますが、この時期までに市内市立幼稚園全園の園舎整備が困難であること、無償化開始が年度途中であることなどを考慮し、本市では、同年11月の新年度申込みを経て、年度当初となる2020年4月に向けた受け皿整備を行うこととしました。

#### 5. 市立幼稚園での受け入れにおける課題

本市では、2020年4月に向けて、市立幼稚園の拡充による3～5歳児の受け皿整備を行うことで検討しましたが、子育て家庭からは「教育と保育の両面」に対応できる施設の利用が求められています。

このため、市立幼稚園は最終的に、教育と保育の両面の機能を兼ね備える「認定こども園」に移行していく必要があります。



## 【第4章 認定こども園への移行についての検討】

### 1. 市立幼稚園の認定こども園移行について

本市では、国が進める幼児教育・保育の無償化により想定される3～5歳児の教育・保育ニーズ増については、市立幼稚園の受け入れ体制拡充で対応することとしました。しかし、前章で示したように、子育て家庭の「教育・保育の両面のニーズ」に対応するためには、現行の市立幼稚園への保育機能強化が必要となってきます。

併せて、市内の市立幼稚園は、これまで5歳児の受け入れを中心とした1年保育が主流であり、5歳児の8割以上が市立幼稚園に通っていました。しかし、共働き家庭が増加し、就学前児童を持つ家庭の65%を占める中、幼稚園の預かり保育利用率が高くなっているほか、土曜日・長期休業中の受け入れ実施や毎日食事提供を行っている認可保育所での5歳児保育を選択する家庭が急増しています。

さらに、「幼児教育の充実」という観点では、市立幼稚園において3歳児から5歳児までを受け入れ、3年間継続して幼児教育を実施していくことも重要であります。

幼児教育の充実とともに保育ニーズへの対応という、現在の子育て家庭が求める機能を強化・充実していくためには、これまでの市立幼稚園における幼児教育を継続しつつ、保育機能も兼ね備えた「認定こども園」への移行が効果的です。また、国の推し進める幼児教育・保育の無償化により想定される利用量拡大を図るためには、市立幼稚園の利活用が可能であり、本市では市立幼稚園の認定こども園移行を検討することとしました。

なお、認定こども園の運営形態は、公設公営、公設民営（公私連携型認定こども園）、民設民営といった各種運営形態について、地域や既存市立幼稚園ごとの実情に応じた検討を行います。

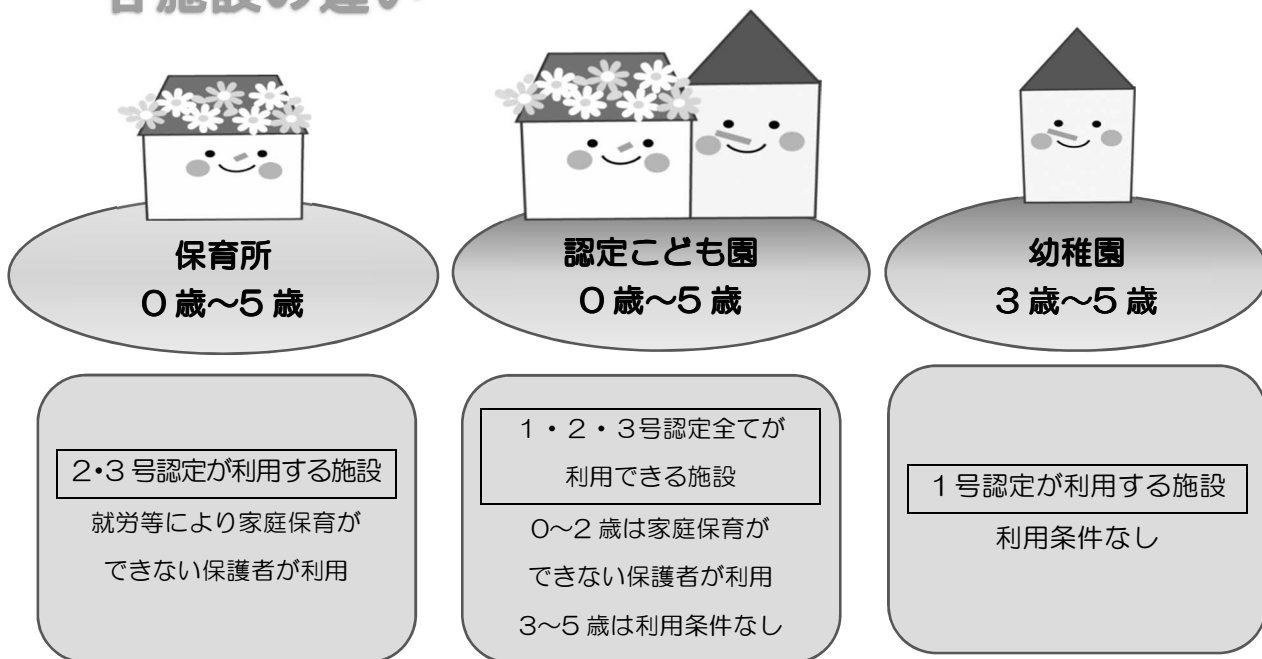
※公設民営・・公私連携型認定こども園の事を指す

### 2. 各教育・保育施設等の違い等

保育所は、保護者の就労など家庭で保育できない事情のあるこどもを預ける施設で、0歳から就学前の子供が対象になっています。一方で幼稚園は3歳から就学前の子どもを対象に、教育を目的とした施設です。認定こども園とは、この2つの施設の良さをあわせ待った新しい形の施設で、教育と保育を一体的に行います。

教育・保育施設等の利用を希望する保護者は、平成27年（2015年）4月より導入された「子ども・子育て支援新制度」により、3つの区分に認定され、それぞれの認定区分に当てはまる施設（及び事業）で幼児期の教育・保育を受けます。

## 各施設の違い



認定区分	給付の内容	利用定数を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	・教育標準時間 (4時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	・保育短時間 (8時間) ・保育標準時間 (11時間)	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	・保育短時間 (8時間) ・保育標準時間 (11時間)	保育所 認定こども園 地域型保育 (小規模保育所等)

### 3. 市立幼稚園の認定こども園移行に関する利点と想定される課題

#### (1) 利点

##### ①保護者の就労状況に関係なく利用することができる

認定こども園は、保護者の就労状況に関係なく利用できるため、仮に保護者の就労状況が変わったとしても、同一施設に通うことが可能です。

##### ②延長保育、土曜保育の実施、4月1日からの受け入れ及び夏休み等でも保育を利用できる

認定こども園では、現在の市立幼稚園と同様に1号認定の受け入れを行い、さらに2号認定も合わせて受け入れを行います。2号認定については、延長保育や土曜保育、長期休暇（夏休み等）、年度当初（4月1日）からの受け入れなど認可保育所と同等の保育を利用することができます。

1号認定でも通常利用以外で子どもを家庭でみるのが困難な場合は、費用はかかりますが一時預かり保育（土曜日や長期休暇、教育標準時間後の預かり等）として利用することができます。

※1号認定……一時預かり「あり」（実費徴収）

##### ③食事の提供の実施

昼の食事は、基本的に園からの提供となります。提供方法は園によって異なります。（自園調理、外部搬入）

##### ④市の幼児教育の強化に対応できる

市立幼稚園がこれまで担ってきた5歳児を中心とした幼児教育を拡充し、3～5歳児の受け入れを推進することで、幼児教育の強化が可能となります。この際、保育ニーズにも対応した認定こども園の形態でこれを推進することにより、子育て家庭の望む、「教育と保育の両方の充実」を図ることができます。

##### ⑤地域の子育て支援の取組みが強化される

認定こども園では、地域子育て支援センターのような「地域子育て支援」の機能を備えることが必須要件となっています。このため、教育・保育施設を利用していない子育て家庭の相談や集いの場、子育てサークル支援、一時保育等を実施する園が増え、本市の子育て支援が強化されます。

##### ⑥教育・保育ニーズの変化に柔軟な対応ができる

教育ニーズと保育ニーズの両面に対応できる施設であるため、今後の子育て家庭のニーズが現在の見込みから変化した場合でも、どちらのニーズにも柔軟に対応することができ、市の教育・保育施策を長期的・安定的に進めていく上で効果的です。

## ⑦市立園(市立型認定こども園)の人材が確保できる

市立幼稚園を民営の認定こども園(公私連携型認定こども園)に移行した場合、民間参入した園の市職員を別の市立園に配属することができます。これにより、人材の集約化や、研修、巡回指導の充実などにより、教育・保育の質の向上にもつながります。

## (2) 認定こども園への移行により想定される課題

### ①認可保育所の3～5歳児希望が減少

小学校に併設されている市立幼稚園を認定こども園に移行した場合、保護者は併設されている認定こども園を選択する傾向が見られます(他市町村で確認)。このため、認定こども園の3～5歳児は利用希望が増加し、その分、認可保育所の3～5歳児利用が減少することが想定されます。供給量が認定こども園過多にならないように、認可保育所とのバランスを考慮しながら整備を図る必要があります。

### ②複数年保育ニーズへの対応

市では、平成30年度から市立幼稚園1か所で3歳児の受け入れを開始しました。平成25年度に実施したニーズ調査では、市立幼稚園での複数年保育を希望する声が見られました。認定こども園化することにより、3歳児や4歳児の受け入れ枠を広げるとともに、2号認定の3歳児受け入れも可能となります。また、国が示している幼児教育・保育の無償化が導入された際には、3歳児からの教育・保育ニーズが一層上がることが想定されます。3～5歳児は100%近い教育・保育施設利用ニーズになると予測されるため、この点も念頭に置きながら施設整備を図る必要があります。

しかし、各市立幼稚園の現クラス数によっては、3歳児を受け入れる余裕がなく、増改築が必要な園もあります。2020年4月時点では、市立幼稚園に、“早期対応が可能な方法”でクラス増の整備を行いますが、認定こども園への移行の際には“本格的な整備”が必要であり、公費を投入して整備するのか、民設民営の施設としての認定こども園に移行するのかなど、各園の状況を精査し、方針を決定する必要があります。

#### 4. 認定こども園化する市立幼稚園数について

市の市立幼稚園では、5歳児の利用が毎年減少し、認可保育所の5歳児利用が増加しています。子育て家庭の多くが教育と保育の両面を求めている中で、地域によって、認定こども園への移行有無が生じれば、地域不均衡が指摘される恐れがあります。このため、市立幼稚園の認定こども園化については、全園移行を前提として検討しました。

#### 5. 園舎が老朽化している市立幼稚園の移行について

市内では、現在、園舎が老朽化している市立幼稚園が数か所あります。認定こども園への移行にあたっては、地域性等も考慮しながら、各園の建て替えや民営化（公設民営）による整備、市立保育所との統合など、方針を検討する必要があります。





## 【第5章 市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等基本計画】

### 1. 基本方針

保護者が安心して子育てしやすい「うるま市」を目指し、就学前の年齢ごとの子どもの育ちに対応する質の高い教育・保育の提供を図るとともに、保護者の多様なニーズに対応できる教育・保育施設の展開が重要となっています。加えて、国の進める幼児教育・保育の無償化に伴い想定される教育・保育施設の利用拡大に対応する供給体制を整備し、市内の3～5歳児が誰でも安心して教育・保育が受けられる環境づくりを図る必要があります。

このため、本市では市立幼稚園の拡充による3～5歳児の教育・保育の確保を推進するとともに、市立幼稚園の認定こども園移行により、教育・保育の両面のニーズに対応できる施設を増やし、幼児教育・保育環境の充実を図ります。

また、認定こども園においては、教育・保育施設を利用していない子育て家庭の相談や交流等を行う地域子育て支援事業の充実により、本市の子育て支援の充実も図ります。

移行後の認定こども園の運営については、地域の実情等に応じて「公設公営」「公設民営（公私連携型認定こども園）」「民設民営」を検討・決定します。「公設民営」および「民設民営」の園は、市立幼稚園からの移行園であることを踏まえ、市の方針に基づいて運営することとし、公私が一体となった教育・保育の提供を図ります。

市立保育所についても、地域性等を踏まえた運営のあり方を定めるものとします。

### 2. 2020年度の教育・保育施設の全児童受け入れを想定した供給体制の確保

#### (1) 市立幼稚園における3～5歳児の受け入れ体制拡充

現在、教育・保育施設を利用している子どもは、3歳児が59.0%、4歳児が70.8%、5歳児が89.1%となっています（私立幼稚園及び認可外保育施設利用児童を除く）。国が進めている2019年（平成31年）10月の幼児教育・保育の無償化が始まると、3～5歳児のほぼ全てが教育・保育施設を利用することが想定されます。

本市では、認可保育所の新規整備（増改築含む）を進めますが、認可保育所の整備だけでは供給量不足が生じます。このため、2020年4月までに市立幼稚園の受け皿を拡充し、3～5歳児で教育・保育施設を希望する全ての子どもを受け入れる体制を整備します。

#### (2) 市立幼稚園の受け入れ拡充に伴う施設整備方針

幼児教育・保育の無償化は2019年（平成31年）10月から開始されるため、市立幼稚園を拡充するための準備期間（施設整備期間）が非常に短い状況にあります。このため、教室については、余裕教室の利用のほか、当面は園舎の遊戯室を活用して仕切りを設けたり、プレハブ等による早期整備が可能な方法で対応を行います。

また、3歳児からの受け入れに対応したトイレやシャワーその他の附属設備についても、整備を図ります。

### (3) 市立幼稚園の受け入れ拡充に伴うその他の方針

#### ①保育教諭等の人材の確保

市立幼稚園での受け入れ拡充に伴い必要となる保育教諭等人材の確保を行います。

#### ②預かり保育の実施

現在、市立幼稚園での午後の預かり保育を実施していますが、利用児童の増加に伴い、預かり保育のニーズも高まると想定されます。このため、預かり保育の実施拡充を図り、共働き家庭にも利用しやすい幼稚園を目指します。

#### ③食事の提供

食事の提供は、現行の市立幼稚園での提供と同様に行いますが、利用児童数の大幅な増加が想定されるため、食事提供のあり方については今後検討します。

## 3. 認定こども園への移行基本計画

### (1) 市立幼稚園全園の認定こども園への移行

幼児教育・保育の一層の充実を図るとともに、子育て家庭の保育ニーズにも対応するため、現在の市立幼稚園全園を、教育と保育の両面を備えた認定こども園に移行します。

### (2) 3年教育・保育の実現

子どもの健全な心身の発達を図るとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前の時期において、3歳からの長期的な見通しを持って教育・保育を行うことを推進するため、3年教育・保育の実現を目指します。

### (3) 民間活力の導入

限りある人員、施設及び財源で安定した継続的で多様なサービスの提供のために、既存法人等の豊富な経験等を生かしたサービスの提供が必要不可欠であることから、民間活力の導入を図り、公私一体となった子育て支援を推進します。

「市立幼稚園」については、一部「公私連携型認定こども園」として「公設民営」とすることで、「市立幼稚園（又は認定こども園）」における正職率の向上が図られるとともに、市立幼稚園の職員を、幼児期の教育・保育の研究及び研修要員等に配属し、市の教育・保育に関する専門性を一層高められるように努めます。

「市立保育所」についても、一部「公設民営」としての運営を行っていくことで同様の効果が得られます。

#### (4) 市立型認定こども園は6か所程度として実施

市内18園のうち、6か所程度を市立型認定こども園（公設公営）として配置し、残る園は公設民営または民設民営として実施します。なお、津堅幼稚園のあり方については、今後、別途運営形態を検討します。

#### (5) 市立幼稚園園舎の状態等に応じた認定こども園移行運営先の決定

市立幼稚園の認定こども園移行後の運営については、各市立幼稚園園舎の整備状況等のほか、地域性や地域内保育施設の整備等状況を考慮しながら、「公設公営」「公設民営」「民設民営」のいずれかの移行方法を決定します。

#### (6) 市立保育所について

現在、市立保育所では保育士が不足しており、また正職員数が臨時職員数を下回る状況となっています。市の教育・保育の質の向上のためには、保育士確保は重要であり、この度の市立幼稚園の認定こども園移行に合わせて市立保育所も再編等を行い、職員確保を図ることで、保育環境の充実や一時預かり等の子育て支援の強化が可能となります。

このため、市立保育所については、主に小学校区を単位とする周辺の認可保育所等の供給量や児童人口の推移・推計等の地域の実情を勘案しながら、2019年度（平成31年度）以降、市立保育所の一部を「公設民営」「民設民営」への移行や統廃合、廃園について検討します。

なお、市立保育所は、その果たす役割の重要性に鑑み、「公設公営」として運営する保育所も継続して確保していきます。

### 4. 移行にかかるその他の方針

#### (1) 延長保育や土曜保育及び4月1日からの受け入れや夏休み等の保育の実施

認定こども園への移行に伴い、認可保育所で実施している早朝の受け入れや延長保育、土曜日の保育を行います。

また、4月1日からの受け入れを行うとともに、夏休み等長期休業日においても受け入れを行います。

#### (2) 食事の提供の実施

食事の提供は、食の安全、衛生管理、食育等、国及び県が定めた基準に沿って行います。食事の供給手法（外部搬入・自園調理など）は園ごとの事情に応じて対応します。

市立型認定こども園については、学校給食センターからの提供が可能かどうか、今後検討します。

### (3) 校区について

認定こども園では、基本的には市内のどの区域からも入園が可能ですが、本市は、小学校に併設された市立幼稚園の良さを生かすため、校区の子どもを優先的に受け入れます。募集の結果、定員を下回る場合は校区外の子どもの受け入れも行います。（隣接する小学校への入学を保証するものではない）

### (4) 複数担任制の導入

現在の市立幼稚園では1クラス1人の担任となっていますが、認定こども園への移行とともに、1クラスに2人の担任を置き、きめ細かな教育・保育の実現を目指します。

### (5) 利用料について

利用料（保育料）は、現在、提供している教育・保育の状況が異なることもあり、市立幼稚園と認可保育所の間で料金の差があります。認定こども園に移行後、2019年10月の無償化までの間は、1号認定は市立幼稚園と同程度、2号認定は認可保育所と同程度の利用料（認定こども園の利用料基準に基づいた金額設定）とし、1号認定の利用料変動に配慮します。

また、預かり保育については、一時預かり事業として実施し、1号認定は月に数回の利用へと変更し、2号認定との違いを明確にします。

### (6) 園長について

現在、市立幼稚園の園長は、隣接する小学校長が兼任しています。認定こども園移行後は、専任の園長を配置します。

## 5. 大まかな移行スケジュール

### (1) モデル園による試行実施

市立幼稚園全園の認定こども園への移行を行うにあたっては、モデル園を設定し、試行的に移行を実施します。モデル園は以下の2園とします。

- 平敷屋幼稚園

(現状：4歳児、5歳児の2年保育を実施している。空き教室もあり、増改築なしで3～5歳児の受け入れが可能)

- 天願幼稚園

(現状：4歳児、5歳児の2年保育を実施している。空き教室もあり、増改築なしで3～5歳児の受け入れが可能)

### (2) その他の園の移行スケジュール

その後は、3年計画での全園移行を目指し、公私連携型認定こども園（公設民営）及び民設民営は各年度において3園ずつ移行を実施します。

市立型認定こども園（公設公営）は2019年度（平成31年度）から2021年度に関係部署との調整を図りながら、実施体制の整備に努め、早期に1園実施し、計画最終年の2022年度に5園を移行する予定です。

城前幼稚園については、地域の市立保育所等も含めた再編による認定こども園への移行を行います。

なお、津堅幼稚園は、現在は児童数0人であり、早期に認定こども園に移行しても利用児童がない状況となります。離島であり、児童がいても数名程度の推移になると想定されるため、施設形態については現時点では保留とし、今後、検討します。

#### ■市立幼稚園等の認定こども園移行スケジュール

		2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度
移行 か 所 数 (園)	公営	1			5
	民営	2	3	3	3
	計	2～3	3～4	3～4	8
備 考	「平敷屋幼稚園」及び「天願幼稚園」の2園をモデル園として、試行的に移行		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 順次移行実施</li> <li>• 園の老朽化等の状況に応じて、「公設公営」、「公設民営」、「民設民営」での移行を行う。（各園の移行方針を示した「移行実施計画」を作成する）</li> <li>• 市立保育所や近隣市立幼稚園との統廃合も視野に入れる。</li> </ul>		

※公営＝市立型認定こども園 民営＝公設民営（公私連携型認定こども園）及び民設民営



## 【第6章 計画を円滑に推進するための方策】

### 1. 保幼小の連携について

市内の幼児期の教育・保育については、市立幼稚園、私立幼稚園、市立保育所、認可保育所、認可外保育施設がそれぞれ質の確保のために工夫をこらし、事例研究や各種研修などで教育・保育の向上を図っています。しかし、市内の教育・保育施設間の連携については、今後一層の強化が必要であり、各園がつながりながら幼児期の教育・保育の充実を図る環境づくりを推進します。

また、幼児教育は小学校以降の「生きる力」の基礎を培う重要な時期であることや、幼児期から小学校への連続性を踏まえた教育を行うために、幼児教育と小学校教育との円滑な接続がより一層重要になります。

このため、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭がお互いの教育・保育への共通理解や情報共有を行うなど、職員間での連携を図り、小学校への円滑な接続を行うための連携づくりを強化します。

### 2. 認定こども園における教育・保育の質の確保

市立幼稚園の認定こども園移行に伴い、市立施設の整理を行った際の人材を幼児期の教育・保育の充実に係る専門員としておき、巡回指導や研修事業など、積極的に行える環境づくりを推進し、市が主体となり、「公私一体」となって質の確保に努めます。

モデル実施園での実施状況を、その後の移行予定園とも共有しながら、認定こども園に関する運営上、教育保育上の課題把握・解決など取り組んでいきます。

### 3. 認定こども園への移行支援体制について

認定こども園への移行を円滑に行うため、移行支援員を配置し、移行にかかるバックアップや移行後のフォローを行う体制を整備します。

### 4. 市民への周知・広報について

認定こども園は、現在市内では整備されておらず、また県内においても実施園がまだ少ない状況となっています。認定こども園の機能や特徴及び利点等について市民への周知・広報を行うほか、市立幼稚園が移行する背景などについて市民への理解にむけて、丁寧な説明を行います。

また、地域別の説明会などは、地域内の市立幼稚園の移行決定後、早い時期に開催し、認定こども園に移行することを伝え、混乱が起らないように配慮します。





# 資料編





## 〇うるま市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 8 日

条例第 38 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、うるま市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前3項(第1項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、こども部こども未来課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年うるま市条例第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成28年3月18日条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

〇うるま市子ども・子育て会議 委員名簿

NO	氏名	区分	団体名称	備考
1	島袋 行正	事業主を代表する者	「うるま市商工会」 うるま市商工会副会長	平成30年 10月1日から
2	上間 富士子	保護者	「認可外保育園」の保護者 石川三育保育園保護者	
3	兼城 佐代子	事業主を代表する者	「法人保育園」の代表 認可保育園「希望の星」	
4	久高 紀子	保護者	「幼稚園」の保護者 天願幼稚園保護者	
5	児玉 初美	市長が認める者	障がい児関係代表 多様性を応援する親の会	平成30年 10月1日から
6	齋藤 弘孝	保護者	「認可保育所」の保護者 ひまわりっ童ほいくえん保護者	
7	下門 順子	市長が認める者	うるま市民生委員児童委員連絡 協議会	
8	中曽根 正和	事業に従事する者	市内「認可外保育園」の代表 東山のびのび保育園園長 うるま市子どもを育む会会長	
9	仲村 千秋	事業に従事する者	「児童館」の代表者 なかきす児童センター	
10	橋本 芳子	事業に従事する者	「母子保健推進員」の代表 うるま市母子保健推進員協議会	
11	平田 美紀	学識者	沖縄女子短期大学 学長補佐	会長
12	入江 みどり	事業に従事する者	「私立幼稚園」の代表 カトリック学園 ヨゼフ幼稚園	
13	仲村 昌枝	事業に従事する者	「PTA連合会」 市PTA連合会事務局	
14	山城 彌生	市長が認める者	「母子寡婦福祉会」の代表 うるま市母子寡婦福祉会	

氏名	団体名称	備考
池根 孝	うるま市商工会	平成30年9月30日まで
幸地 鈴華	障がい児関係代表 障がい児等親の会	平成30年9月30日まで

## 〇うるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部設置規程

平成 25 年 4 月 30 日

訓令第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、うるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) うるま市子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関すること。
- (2) うるま市子ども・子育て会議との連絡調整に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う制度設計等の検討に関すること。
- (4) 組織機構の見直し等の検討に関すること。
- (5) その他市長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部の委員は、別衣第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 推進本部に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長、副委員長にこども部長及び指導部長をもって充てる。

- 2 委員長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、会議での審議事項の内容により必要な委員のみを招集するものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し資料の作成、提出又は説明を求めることができる。
- 5 委員長は、会議で審議した事項について、必要に応じて市長に報告するものとする。

(部会)

第 6 条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部の下に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、別衣第 2 に掲げる者を市長が任命し、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長にこども部長、副部会長に指導部長及び教育部長をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 部会は、第2条に規定する所掌事務に掲げる事項を調査及び協議する。
- 7 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 部会長は、会議で審議した事項について、推進本部に報告するものとする。
- 10 部会長は、会議での審議事項の内容により必要な委員のみを招集するものとする。
- 11 部会の委員が会議等に出席できない場合は、部会の委員の指名する職の者を代理で出席させることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、前条第6項に掲げる事項を専門的に審議させるため、部会に分科会を置くことができる。

- 2 部会長は、別表第2に掲げる職員のうちから分科会の構成員を選任し、及び分科会主任(以下「主任」という。)を指名する。
- 3 主任は、分科会で審議された事案を部会長へ報告しなければならない。

(事務局)

第8条 推進本部及び部会の事務局は、こども部に置き、庶務を処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、委員長が推進本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月31日訓令第32号)

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日訓令第15号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月3日訓令第23号)

この訓令は、平成29年4月3日から施行する。

附 則 (平成30年4月25日訓令第41号)

この訓令は、平成30年4月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所属及び職名	備考
副市長	委員長
こども部長	副委員長
指導部長	副委員長
企画部長	委員
総務部長	委員
福祉部長	委員
市民部長	委員
経済部長	委員
都市建設部長	委員
教育部長	委員

備考 部長とは、参事を含む。

別表第2（第6条、第7条関係）

所属及び職名	備考
こども部長	部会長
指導部長	副部会長
教育部長	副部会長
企画部企画政策課の課長及び係長	委員
企画部財政課の課長及び係長	委員
企画部情報課の課長及び係長	委員
総務部総務課の課長及び係長	委員
福祉部保護課の課長及び係長	委員
福祉部介護長寿課の課長及び係長	委員
福祉部障がい福祉課の課長及び係長	委員
こども部こども未来課の課長及び係長	委員
こども部保育幼稚園課の課長及び係長	委員
こども部児童家庭課の課長及び係長	委員
こども部こども健康課の課長及び係長	委員
市民部市民協働課の課長及び係長	委員
市民部健康支援課の課長及び係長	委員
経済部産業政策課の課長及び係長	委員
経済部商工労政課の課長及び係長	委員
経済部観光振興課の課長及び係長	委員
都市建設部都市政策課の課長及び係長	委員
都市建設部建築工事課の課長及び係長	委員
教育部教育総務課の課長及び係長	委員
教育部学校施設課の課長及び係長	委員
教育部生涯学習スポーツ振興課の課長及び係長	委員
指導部学務課の課長及び係長	委員
指導部指導課の課長及び係長	委員

備考 課長とは、主幹、技幹、副主幹及び副技幹を含む。

係長とは、主査及び技査を含む。



<p>〇うるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議 委員名簿</p>
--------------------------------------

NO	氏 名	所属及び職名	備考
1	上間 秀二	副市長	委員長
2	上門 はるみ	こども部長	副委員長
3	盛小根 完	指導部長	副委員長
4	天願 雅也	企画部長	委員
5	仲本 昭信	総務部長	委員
6	上原 満	福祉部長	委員
7	当間 重俊	市民部長	委員
8	佐久川 篤	経済部長	委員
9	島袋 房善	都市建設部長	委員
10	目取真 康史	都市建設部参事	委員
11	宮城 為治	教育委員会教育部長	委員

○策定の経過

	日付	内容	場所
平成 30 年	7月27日	子ども・子育て支援事業計画推進本部会議	庁議室
	8月8日	子ども・子育て会議	本庁舎西棟3F 第1会議室
	8月8日	定例教育委員会会議（教育委員説明）	本庁舎西棟3F 第1会議室
	8月10日、13日、14日	公立幼稚園・保育所職員説明会	生涯学習・文化振興 センター ゆらてく
	8月16日	うるま市職員組合説明会	本庁舎東棟2F 第1会議室
	8月17日～22日	市議会議員への説明	
	8月17日～9月17日	パブリックコメントの実施	
	8月20日	小規模保育所法人説明会	生涯学習・文化振興 センター ゆらてく
	8月21日	法人保育所等への説明会	健康福祉センター うるみん
	8月29日	校長会（幼稚園園長説明）	本庁舎西棟3F 第1会議室
	8月30日	こども部・教育委員会職員説明会	本庁舎東棟2F 第1会議室
	9月3日	定例事務委託連絡会議（自治会長説明）	生涯学習・文化振興 センター ゆらてく
	9月4日	地域説明会（天願小学校校区）	天願幼稚園
	9月5日	地域説明会（平敷屋小学校校区）	平敷屋幼稚園
	9月12日	定例教育委員会会議（教育委員報告）	本庁舎西棟3F 教育総務課横会議室
	10月2日	子ども・子育て支援事業計画推進本部会議	庁議室
	10月10日	子ども・子育て会議	本庁舎東棟2F 第2会議室
10月19日	地域説明会（天願小学校校区）	天願幼稚園	
10月22日	地域説明会（平敷屋小学校校区）	平敷屋幼稚園	

うるま市立幼稚園・保育所の  
認定こども園移行等基本計画

平成30年10月

**発行：うるま市 こども部 こども未来課**

沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL：098-989-5313（こども未来課）